

独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所

第五回民俗芸能研究協議会報告書

民俗芸能の映像記録作成

独立行政法人文化財研究所

東京文化財研究所芸能部

序にかえて

本日は朝早くから民俗芸能研究協議会に多数ご参加いただきまして、ありがとうございます。この協議会は、平成10年度を第1回として本年で第5回になります。元来この事業は、予算の裏付けなしに始めたもので、どこまで続けられるか心配していたのですが、みなさま方の大いなる熱意に支えられて、今日まで続けることが出来たと思っております。

研究協議会の目的については、民俗文化財の保存・継承に寄与することと一般的には述べられておりますが、実はこの研究協議会にはもう一つの目的があります。それは文化財研究所の芸能部の研究が、研究という名の下で、自分の周辺に壘を築くことなく、社会の中で活躍しているみなさま方のような方々と連携し、その中で自らの確かな位置を得る、或いは作るということであります。

今回の研究協議会のテーマが昨年度のテーマを継承することとなりましたのは、参加者の方々の要望によるものと聞いておりますが、このことは、この研究協議会がみなさま方との連携の中に根を下ろし始めたことを意味するのではないかと喜んでおります。今後ともみなさま方のご協力をお願いします。

昨年度の協議会で、私が衝撃を受けた発表がありました。それは「新メディアによる記録作成」と題した財団法人民族芸術研究所荒木一さんと、たざわこ芸術村デジタルアートファクトリーの長瀬一男さんの発表でした。平成13年の初めだったと記憶しておりますが、新しい研究所の建物に移動を目前にし、私もモーションキャプチャーという新しいメディアを使って、芸能の調査研究に何かできることはないかと芸能部に求めたことがあったのです。その時は芸能部に理工系の専門家がないということで、有効な一歩を踏み出すことができなかった。しかし現在は、東京大学生産技術研究所の池内教授が進めている暮らしのプロジェクト「文化遺産の高度メディアコンテンツ化のための受像化手法」に参加し、新しい技術の応用の可能性を探っております。何時の日かその成果をみなさま方にお伝えできるのではないかと期待をし、願っているものです。

12月4日から3日間の日程で、美術部のシンポジウム「動くもの」が開催されました。文化的遺産は歴史的・文化的時間と空間の中で動き、その意味や価値を変容させています。そのメカニズムを探るといのがこのシンポジウムの主題です。民俗芸能という価値の性格は、有形文化遺産とは少し異なっておりますが、文化遺産として相似た性格、移動の問題があると思っております。場の様相も変わり、芸能を取り巻く環境、人的条件も普遍ではないからです。そうした民俗芸能の過去と現在を検証するものと言えば、記録、特に映像記録であると言えるのではないかと考えております。従ってその記録というものは、1度採取したらそれで良いものではなく、民俗芸能の実像を全国に伝える映像記録の作成技術の開発という研究が可能だと思っております。

本日はコメンテーターとして、民俗芸能学会代表の山路先生と、文化庁伝統文化課の樋口調査官をお迎えしております。活発な討論を期待しております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

平成14年11月21日

東京文化財研究所所長 渡邊 明義

目 次

1 . 序にかえて

2 . 事例報告

- 1 「民俗芸能記録映像制作現場からの報告」 1
- 箱根湯立獅子舞の事例を中心に -
映像演出家 細見 吉夫
- 2 「映像記録における技術的側面と問題」 9
- 岩手県における民俗芸能の記録を例に -
東北文化財映像研究所所長 阿部 武司
- 3 「鴨沢神楽記録保存事業への取り組み」 19
鴨沢神楽保存会 後藤 公明
江刺市教育委員会社会教育課文化係主任 千葉 達也
- 4 「尾口でくまわしの映像記録作成について」 31
東二口文弥人形浄瑠璃保存会会長 道下 甚一
尾口村教育委員会教育課長 宮下 定男

3 . 総合討議 39

4 . 参考資料 69

5 . アンケート集計結果 85

6 . あとがき 99

事例報告 1

「民俗芸能記録映像制作現場からの報告」

- 箱根湯立獅子舞の事例を中心に -

映像演出家 細見 吉夫

私はフリーで記録映像の制作の仕事に携わっておりますが、行政広報や社会教育の映像を手がけておりました。10年ほど前から、民俗関係の仕事も年に1・2本手がけるようになりました。民俗関係と言いましてもいろいろありまして、民俗芸能、祭礼行事、生業と習俗、そういうようなものを制作しております。

一昨年から今年に掛けて、4本制作に携わりました。1本は川崎市の等覚院というお寺の不動尊の巡行の習俗、1本は栃木県鹿沼市の天念仏と呼ぶ祭礼行事、これは歌念仏というのが、文化庁の方で、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択指定されているもので、それを撮りました。それから、神奈川県綾瀬市の民俗芸能保存協会に参加している10団体の記録映像の制作と、今日お話しする神奈川県箱根町の湯立獅子舞の記録に携わりました。

川崎市と鹿沼市の場合、これは従来の一般市民を視聴対象とした普及啓発版の映像です。綾瀬市と箱根町の記録に関しては、保存伝承と言いますか、後継者に伝えていく目的のもとで作るもので、これは普及啓発版と同時に作るということは若干矛盾がありまして、作り方等に大きな違いがあります。そういうことも踏まえながら作りました。

メモ(資料1)がみなさんの手元にいらっしゃると思いますが、箱根湯立獅子舞の記録についてお話ししたいと思います。これは箱根の仙石原と宮城野の2か所に伝承されている芸能で、ほかには御殿場に4か所、山梨県に1か所だけ残っている極めて珍しい芸能です。

仙石原は3月27日、宮城野は7月15日の祭礼行事で舞われます。この2つの芸能は、文化庁の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択指定されているのですが、昭和49年に指定されてから、ほとんど記録作成等の措置は行われていないようです。私どもが取材に入る時に参考になるデータがほとんどありませんでした。そういうことで、記録対象の内容がよく把握できないまま現地取材を始めて記録作成に入る、という次第でした。

今回の記録内容ですが、神奈川県民俗芸能保存協会からの発注で、その仕様書では仕上がり時間が12時間、内容としては仙石原、宮城野の湯立獅子舞の3方向から、前、後ろ、横、全方向からの全課程収録です。これは120分程度2件、ちょうど祭礼で舞われる湯立獅子舞が2時間なので、その内容を克明に記録するということだと思います。

その記録の方法としては、ホールを借りるなりして撮影しやすいコンディションで撮ることと、もう1つは祭礼行事で撮るという2つの方法があるのですが、今回は祭礼行事で撮らせていただきました。そうすると、前、後ろ、横の3方向の撮影は、物理的に不可能な状況ですが、その辺を2台のカメラでフォローしました。次に、それぞれの湯立獅子舞の型の収録というのが60分程度2件あります。これはどういうふうなことなのか、型の収

録と言っても、どの内容でどこまで細かく映像に表現するのか、私どもも良くつかめない部分がありました。この辺については、民俗芸能の映像記録の経験豊かな孝寿聡さんから見本の映像を見せていただいて、撮り方についてレクチャーいただき、それを私なりのアレンジで対応しました。

仙石原の場合は1時間で済んだのですが、宮城野の場合は3時間を超えてしまったため、成果品の内容を変更しました。宮城野の獅子舞の祭礼行事の全課程の収録、これが2日で240分となっていました。実際は準備から本番まで3日間の収録になりました。これについても具体的にどこまでを記録するのか、3日間いろいろなことが行われるので、それを4時間にまとめるということが私どもの頭を痛めた問題です。

次に、伝承由来に関する関係者インタビュー、これが60分程度2件と仕様書にありました。宮城野の場合、5人の長老に取材場所に集まっていただいて、1人30分程度お話しいただきました。それだけでも2時間半になってしまうわけで、それを1時間に編集したのですが、言葉のどこの部分が重要なのかということが極めて大きな問題です。ですから一応お話しいただいた内容に付いては全部書き出して、紙の上で記録として残しました。映像で使っている部分については、ゴチックで書き出してあります。

曲の完全音声収録、採譜、70分程度2件。実際の祭礼ですと2時間あるのですが、CDRの74分に収めるということで、例えば狂いの曲など同じようなものは1回だけということで削除しました。

普及啓発版と記録という場合に、撮り方で大きな違いがあるというのは、前者はおもしろく見ていただく、わかりやすく見ていただくということがあります。例えば獅子舞だと、下から見ると獅子の怖さがわかるとか、炎のアップとか、煮えたぎる湯のアップ等の映像を入れると迫力もあるし説得力もあるのですが、今回の映像ではそういうことをいっさい排しました。もっと客観的に広い画で全体をフォローする。実際普及啓発版も作るようになったのですが、情景の画を足したということで収めました。そういうことで撮影に望みました。

この映像記録の発注は入札であったために、業者が決まって取材に入るまでの期間、準備をする、或いは調査をする期間が非常に短かったのです。4月29日に最初の現地での顔合わせがあって、5月5日の祭礼行事で収録するという、1週間もない間に準備をして取材するというのが最初の話だったのです。私どもとしては、とても対応するのが難しいのと、5月5日の仙石原の獅子舞では、完全な獅子舞には7つの舞があるのですが、そのうち5

つしか舞わない、3月27日には全部舞うということがわかったので、今回はあくまでも下見ということでやらせていただきました。そういうことがあったので、ある程度の形で記録することが出来ました。

撮影してみて、私どもにもある程度経験はあるのですが、どこまで正確に記録すべきなのか、どういうところがポイントになるのかが、わからない部分がありました。実際記録してみて、この辺はおかしいのではないか、もっと改良すべき点があるのではないか、というところが随分ありました。そういうことも含めて4ブロックほど参考例として持ってきましたのでビデオを見ていただいて、それについて私の方でこの辺が問題であるという点を話したいと思います。

まず1つ目は、平舞といって社殿で舞います。社殿の中の畳14畳ほどの空間、拝殿で舞います。そのためカメラの位置が極めて限られてきます。仕様書では3方向から撮るという話なのですが、本殿の方向、真正面からは、神事ということで撮れない、祭礼を催している方に失礼にあたるということです。2台のカメラで撮ったのですが、画像をスイッチングするのですが、違和感がないかという問題もあります。本来こういう記録の場合は1台のカメラでフルに収めて、編集なくやった方がいいのかなと思っています。

次の宮めぐりの舞は、外に下りて舞います。この舞は神社の周りを回っていくのですが、カメラ2台で撮るとするのは、かなり厳しいものでした。フリーハンドで撮らなければならない、難しい場面もありました。サイズの切り方、頭が見えない、画面の左の方に塩振りがあるのに良く写っていない、塩をまく人の型が見えないということになりました。お囃子をしている人の様子等が撮れない、私としては欲しかったのですが、撮れませんでした^(注)。湯立の舞の時も、どこの位置から撮るのかというのが、かなり難しい問題です。全体をとらえるということでは前と横で、後ろから撮ってもあまり意味がないのではないかと、ズームを使っているのですが、自分でやっっていながらこれでいいのか、フルサイズでいいのではないかと思いました。カメラマンにすれば、フルサイズで撮るのがとてもつらいということで、なかなかそれが出来ません。その辺については僕の方で指示はしたつもりですが、寄ってしまう画、これが随所で見られます。これはカメラマンの本性で、非常に難しい。

続いて芸態ですが、神戸さんという方に行の舞の幣の舞の一部をやっていただきました。保存会の他の人にも同じように説明していただき、3時間程度にまとまるように撮影しました。これはかなり克明に記録できたと思っています。ところが中には間違いも随分あると、

後で指摘いただいたのです。これは現場で上映して確認もしたのですが、その時気づかなかったものが、後で何度も繰り返し見ていると、ここはこうではないという間違いがあるそうです。その辺については取り直しが出来ない部分がありますので、書いたものでフォローするという形にしました。

どこまで正確に芸態を記録しておくのかという問題があります。例えば御幣を持つ手の動きにしても、詳細にやり始めると、これは朝の9時から夜の7時まで収録したのですが、それだけではとても収まりきらない内容になってしまいます。この映像を見ることで芸を再現できるところまでいくようなものを作るには、もっと細かいものが必要ですし、正直言って、どこまでやっていいのかわからない部分があります。あと、問題は語り口、この神戸さんは上手にお話できる方なのですが、保存会の中にはあまり口の達者でない人とか、舞はうまいのですが上手に表現できない人もいらっしゃいます。そういう人の芸をどういうふうに記録するのかということもあります。そういうことも含めて、いろいろ問題を感じています。こういう映像をどう作っていけばいいのか、悩みながら作っているという現状をみなさんに知っていただきたいと思います。

映像を作ってきて感じるのは、こういう克明な記録に協力していただける団体はいいのですが、負担になる団体もあると思うのです。例えば綾瀬市で祭囃子を記録したのですが、永久に保存していくとか後世のために残すとなると、相当練習もしなければいけないし、そこまで自信がないと言われて、いろいろな問題が出てきます。そういう時に、私どもが「後世に残すために」とお願いしてもかなり無理があります。それよりも現状をありのまま記録させていただいて、それを後世の伝承に活用できれば、というスタンスで行った方が、記録対象の団体の場合にはいいのかなと思っています。

こういう仕事に関わってみて、いろいろ問題点を感じています。1つは記録作成の作業を私どもだけで行うことが多く、研究者とチームを組んでやるケースが非常に少ないのです。何をどこまで記録すべきかということ、我々の判断で決めてしまうということが結構多いということです。これは民俗行事に長けた演出家ならいいのですが、私ども入札で受けるとなると、そういう状況ばかりとは言えません。そういう時には、学者とか研究者と歩調を合わせて記録していくことが必要なのではないかということを感じます。

制作コストですが、価格破壊の状況の中で、制作費がかなり安くなっています。そのしわ寄せが制作現場に跳ね返ってくるので、かなり無理があります。私どもは本当につらい部分でやっています。その点で、作り方を考えていく必要があるのではないかと感じます。例えば今

回インタビューをしたのですが、その映像はベータカム SP で収録しているのです。放送業務用のカメラで撮っているのですが、その必要があるのかどうか、家庭で使っている民生機器でも十分ではないか。予算がないならばそういう問題も考えていく必要があると思います。

横の連携の問題も感じます。県の呼びかけで作られたのですが、町や幅広い研究機関とか、横の連携でネットワークを組んでいってもいいのではないかと。私は東京都の仕事をさせていただきましたが、江戸東京博物館と都庁の教育委員会で、全く同じ内容のものを2・3年の間に作っていたりする。これは非常に無駄があるのではないかと。私どもが記録に行つて、3年前に江戸博が来たという話を聞くと、発注者としては作り方が違うと言うのかも知れませんが、もっと横の連携をとってやれば、効率よく、コストの面でも考えられるのではないかと、そういうことを感じました。

これは非常に大きな問題ですが、素材の管理のことです。今回の映像は神奈川県民俗芸能保存協会の方に素材からマザーテープまで全て納品してしまいます。映像を作る現場として、そういうことでいいのかなと悩ましく思っています。というのは、私どもは一生懸命作っていますし、その映像に愛着があります。公的な機関に行ってしまった場合、ベータカムや D2 で納品するのですが、それが実際に見られるのかと思います。また、素材映像は撮影者との信頼関係で撮っていますが、僕らと信頼関係を持っているものを他の機関に納品するのがいいのかという問題。それから NG も入っていますから、そういうものまで見られてしまうという問題もあります。管理の面では、担当者の異動が多くて、どこに何が入っているのかわからないという状況も他の自治体では聞いたことがあります。そういうことだけではないように、その辺を配慮していただければと思います。

私どもは一生懸命作っておりますので、お仕事がありましたら、またお声を掛けていただけたらと思います。作った映像そのものが文化遺産という考え方でありますので、そういう形で残していければと思います。

(注) 会の最後に山路先生から、参考ビデオの中に挿入した見物人の映像に関し、記録映像では不要であるとの厳しいご指摘をいただきました。その点については、私も当然心得ています。しかし、あえて問題のある場面をみなさんに見ていただいたのは、低予算で制作する際の苦慮の跡を理解していただきたかったからです。

見物人の映像を挿入した場面は、2台のカメラでは獅子舞の動きを唯一追いきれなかった

ところで、カメラマンが撮影場所を移動する 10 秒ほどの間を取り繕う映像です。映像の説明をした時、言葉が足りませんでした。そのような映像を挿入しなければ作れない現場の厳しい状況とその改善方法も、今後の課題と考えています。

事例報告 2

「映像記録における技術的側面と問題」

- 岩手県における民俗芸能の記録を例に -

東北文化財映像研究所所長 阿部 武司

今細見さんから詳しい事例が報告されたのですが、非常に共感するものがありました。始めから終わりまで大変なのが制作現場です。そういう中から我々も記録事業を何点かやっていますので、その事例を紹介したいと思います。記録事業は全国津々浦々でなされているのですが、目的というのは明確に、それぞれの映像記録がなっていると思うのです。我々は依頼される目的に沿って記録事業をするのですが、必ずそこでぶつかるのがハードの側面です。今かなり技術革新が進んで、かなりの種類のハードがありまして、何で記録して、何で保存するか、というのが重要な問題になっております。その辺を含めて発表させていただきます。

私どもの東北文化財映像研究所がどういうものなのかと申しますと、私ども長いこと映像記録をやってきました、それに共感してくれるプロダクションが何社かあり、数年前、会社組織で仙台に本社を置いて発足しました。取りかかったばかりで、まだ十分機能はしていません。私を中心になっている事業が主たるものです。青森県の弘前と、私がいる岩手県の北上、盛岡、あと宮城県の仙台市の2社の4社で作りました。たまたまそれぞれ国宝の記録等をやっています、民俗芸能や民俗に関する無形のものに限らず、有形のものもやろうということで、ハイビジョン等を持っている会社もありましたので、そういう意味では文化財という括りにしました。無形という言葉は入れておりません。研究者と一緒に研究事業を進めたいと大上段に振りかぶって設立した会社です。これからどのようなことが出来るのか未知数なのですが、何とか頑張っていきたいと思っています。

では、私が記録に携わった1つの事例から考えてみたいと思います。1996年に国の記録選択になった陸中沿岸地方の廻り神楽、黒森神楽と鵜鳥神楽の記録事業が3年間行われました。私がそれに携わったのですが、全国的に言っても貴重な廻り神楽ということで選定されたのです。その選定された時期も、1年経つと宿がどんどん減っていくということで、非常に緊急性を要した記録だったのです。現在も続いているわけですが、宿が減る、または宿ではなくて公民館形式になるという形で、昔から廻り神楽と称されて家々を泊まり歩いてやっていた神楽の形態も非常に変容してきています。それは時代の流れの中で止むを得ない部分もあるのですが、出来るだけそういう地域文化として長く江戸時代から根付いてきて地域信仰と深く結びついた行事を、克明に記録したいということでした。

私は映像会社をやっていて、長いこと民俗行事と関わってきて、テレビ番組に関わるものをいろいろ作ってきました。私は東京出身だったのですが、たまたま岩手に定住することになり、北上市が民俗芸能が豊富にあるところで、それでお祭りを作り上げているとこ

ろだったものですから、関わり合いが出てきて、民俗芸能に深く傾倒していったのです。そんな中でテレビ番組を作っていて、県の広報活動の中で岩手の地域文化を取り上げる時に、初めは伝統文化だけではなかったのですが、それがだんだん伝統文化ということにシフトしていきました。私が3年間、15分ばかりの番組を制作担当しておりました。地域の民俗芸能や行事等を含めた、記録ではないのですが地域文化の広報的なものを作成したということで、民俗芸能と深い関わり合いを持ってきたのです。そんな中で黒森神楽、鶴鳥神楽も出会った団体の1つなのです。地域の人たちや芸能団体と信頼関係が出来ておりましたので、比較的すんなりと記録活動が出来たのです。先程、細見さんも言っていました、芸能との関わり合いがあるかないかはかなり大きなポイントを占めると思うのです。幸いそういうことだったのです。

この3年間、かなりの宿を歩きました。記録の重点としては、芸態記録というよりは、どういうふうに宿が活動しているのか、どう神楽が演じられて、それがどう観客、地域の人に利用されていっているのかということを克明に記録したいということで、神楽と宿の方々に密着してカメラを回しました。だから非常に膨大な量になってしまいました。

宿の中でいろいろな祭礼が行われます。まず神楽が到着すると儀礼が待っておりまして、神楽が舞い込むとか、食事をする時に御祝いを歌うとか、さまざまなしきたりを持って夜神楽に入るわけです。その後もさまざまな儀礼を通じて流れていく。同時進行なのですが、宿の方々が食事の準備をしたり接待したりという、宿の活動もあるのです。同時にそういう動きがあるので、克明に記録すると言っても大変な作業なのです。2台のカメラを使わなければならない、同時に5時間回せば10時間かかってしまう。そういう事態もしばしばありました。記録の方法としては、一切注文は付けずに、やっていることをそのまま撮りました。こうやって下さい、というわけにはいかない。宿という生き物ですから、そのまま流れに沿って撮っていました。演出的には、その中で随時、その時どのようなことを思っているとか、いろんなインタビューも試みたりして、後で改めてインタビューもしましたが、大方現場でのインタビューが中心になりました。神楽に対しても、いっさい注文を付けずに行動を記録しました。どうしてそういうことになったのかと言うと、かつてテレビの取材をうけた時に、何かやってくれと言われたそうです。通常やらないことはいやだということで、それからはテレビ取材は受けないというほどの団体だったのです。そういうこともありまして、現状でやっていることを切り取っていく、という方法にしました。

その実際の記録活動ですが、どんなものを作るのかということで、普及版の30分程度の

周知用ビデオ、総花的に黒森神楽と鶺鴒神楽はこういうものだ、ということを紹介しながら地域の人にその意義を理解してもらおうというものを作りました。そのほかは宿の流れ等の記録です。

もう 1 つは、北上市の雛子剣舞の演目の部分だけを抜き出してみました。こういう記録もやっています。子供が踊るものですから、子供のために教材用として作りました。足の動きが良くわからないものですから、足の動きを捉えておいてくれということで、保存会の人の希望で、下に窓を付けました。

雛子が非常に高齢化してしまって、若手を育てるということはなかなか難しいので、そのためのビデオを作っておいた方がいいだろうということで撮りました。3分割で、笛と太鼓は、吹き手側、叩き手側の方向の画で撮りました。芸能は笛から廃れると言いますが、この笛の吹き手も最近では余り吹かなくなったのです。地域には何人かいるのですが、大乘神楽の方も兼ねていたりして、養成が急務だったのです。これを基に小学校で笛を練習したので、最近では小学校、中学校で数人出てきまして、衣装も作ろうという話になっています。雛子剣舞では、道具、歴史など、ほとんど網羅して記録しました。文書記録がなかったのも、それに変わるものとして映像で捉えておこうということで撮りました。これも普及版で 30 分程度のビデオを作りました。民俗芸能研究者の門屋光昭さんに解説を入れていただきまして、全体を構成しています。地域の雛子剣舞を長いこと研究していらした門屋さんがいたので、監修を受けながらやることができました。

まず黒森神楽、鶺鴒神楽のビデオについてお話しすると、神社の出立儀礼から記録が始まりました。その間には打ち合わせ等準備がありましたが、実際の映像記録はそこから始まりました。その年は南廻りだったので、比較的宿はまだ健在だったのです。漁業関係の家が多いので、非常に信仰心が厚いために、自分の代ではなくしたくないという強い意志がありまして、宿を守っています。予算的に全部行くことは出来なかったのですが、出来るだけ行きました。1つの宿に行くと、2日乃至3日かかるのです。夜中12時頃までは記録活動が進みます。朝、門打ちをして、昼の取材をして、夕方舞い込みということで、ずっと、連綿と続くのです。夜中に終わりますから、あくる日また門打ちをしてその家を舞立つ、というような形式で、まるまる2日かかります。私どもは沿岸から100キロメートルぐらい離れたところから行くわけで、非常に長い移動と長時間の記録という内容でした。その中で12軒を記録しました。ざっと2日間とするとその倍数になるわけで、23日ほどの記録活動になりました。さまざまの儀礼を含めて撮りました。1台のカメラで撮りきれな

いわけですから、サブカメラとして小廻りが利くように、民生機器の 1 時間ほど連続で回せる DVC のカメラを使って記録しています。後の資料にできるということで、まずはそこでやっていることを逐一捉えておく、ということできました。2 年度は鵜鳥神楽が中心ということで少し少なかったのですが、正月巡行に先立つ神社のお祭り、鵜鳥神楽との交流など、黒森神楽の依拠する黒森神社の様子も、多少記録に残しておきました。宿は少なく 3 軒でした。

最後の年、98 年は地元の教育委員会が提唱して民俗芸能学会の大会が宮古市で開かれました。4・5 時間のものを 2 日間やりまして、それを全部 2 台のカメラで記録しました。また復活した 1 時間以上かかる儀礼の舞というのを全部収録するという、膨大な記録になってしまいました。それと宿の巡行の記録になりますので、99 年の正月からの 12 日間の宿の記録が始まりました。

鵜鳥神楽については、初年度は北廻りだったので宿も少なく掌握できなくて、舞立ちだけだったのです。次年度に南廻りを克明に記録しました。ここでの取材に立ち会ってくれた人が、民俗芸能学会で宿と経済の問題と神楽の問題ということで発表しました。かなり古い巡行の形態の話等を、インタビュー等を含めて記録できました。

3 年目の鵜鳥神楽は、また北廻りだったのです。様子が掴めなかったのですが、ようやくチャンスがあって行ったのですが、民家には全く泊まりません。公民館でやって民宿に泊まるという形でした。やはりどういうわけか宮古の以北は宿が少なく、民家に泊まる例が少なく、この間の記録においては、宿の現状ということを知ることができたのです。

これをどうするかということは、我々の手ではどうにもならないのですが、現状は記録できました。記録できた成果については資料(資料 2)に書いてある通りです。儀礼は 15 以上、それもみな 1 時間以上かかる儀礼ばかりで、貴重な記録にはなりますが、整理が大変でした。演目については黒森神楽が 27 以上記録できましたし、鵜鳥神楽も 23 以上記録できました。この事業を通じて復活できた演目があったのです。それはこの国の選択記録という事業が非常にプラスに働いた効果だと思いました。その辺で、最大限にそういう記録事業を活用して支援していくというスタンスというのは大事でないかと思いました。また、芸能団体の方々もそれによってやる気を出す。記録の副次的なものとして、そういう活力を地域なり芸能団体に与えていく効果も大きいのではないかと思いました。

記録した時間も資料に書いてありますが、1 年度は 60 時間、2 年度 71 時間、3 年度 53 時間で、200 時間近い記録になりました。

技術的なことですが、どのようなものを使ったかという、放送用の SP、デジタルビデオを導入しましたので、それを中心に記録しまして、民生用のデジタルカメラを使いながら多様に取材しました。編集に用いた機材もそういうものです。成果品のビデオのフォーマットとしては、一応マスターはベータカムの SP で作って、配布用には VHS で配り、マスターの保存用としてはデジタルにおこしてあります。記録編ということで、その膨大な記録は、ベータカム SX という MPEG フォーマットの記録で残してあって、一般閲覧用は VHS におこしてあります。オリジナルビデオはそのまま現状で我々が保存してあります。

問題点としては、芸態記録ということではなかったものですから、偶然性に満ちていて、何がどこで起きるかわからないという中で記録が始まりましたので、休んでいる間に何か行われていってしまう、ということがありました。打ち合わせなしで始まってしまうので、カメラが追いつかないというものもありました。また、宿は個人の家ですから、プライバシーにどこまで配慮して撮ったらいいのかわからない、実際記録したものが全て公開できるかどうか微妙なものがありまして、今後そういうことが問題になるだろうなと思います。これからの検討課題です。

3年間で記録したのですが、それでも貴重な宿が記録できていないのです。非常に悔しいのですが、いろんなプロダクション側の事情とうまくかみ合わなかったりして記録できなかった。後でやっぱりよかった、という話を聞いて残念でした。実際予算とか時間とかという問題で外れてしまった貴重なものがあります。演目そのものはやっていただければ何とかありますが、宿というものは記録できない。次年度になると、もう今年はやらないという話になってしまいます。宿も不幸があったとか、3日前に取りやめになったとか、非常に流動的なものですから、3年の記録では難しかった。やはり5年くらいないと本格的な宿の記録は出来ないというのが私の携わった結果でした。

技術的な問題としては、先程細見さんが言っていた、自然にカメラが寄って行ってしまう。習性なのかもしれませんが、どうしてもテレビ的になってしまう。我々が抱えているカメラマンはほとんどテレビ育ちで、民俗芸能記録を中心にやっている人は皆無に近いわけです。そういう方々が記録に携わってくるので、現場で指示できない場合があって、長い儀礼の場合ですとカメラワークに飽きが来る、カメラワークをしてしまいたくなるという現状があります。そういうことで、まだまだテレビ的な側面が多かったというのが反省点でした。

北上市の煤孫雛子剣舞ですが、市が5年間にわたって国の補助を受けて芸能記録をやっ

た中の3つを私が携わって、その1つでした。この場合も、任されたら1から10まで私がやらなければならないくて、相当取材量も増える。監修は受けたのですが、これでいいのか疑問を持った、研究者と一緒に手を携えてやらなければいけない、という反省が付きまっとなった事業の1つでした。

煤孫雛子剣舞というのは、単なる芸能そのものではなく、地域の互助組織の問題を抱えているのです。契約会が余り機能しなくなって、時代の流れの中で地域の互助組織というのは希薄になっていってしまうのですが、行政との関係で変わって来ますし、そういう中でそういうものも含めて記録しようと思ったのです。

実際にどういう内容だったかという、夏には煤孫で雛子剣舞をやる、夏剣舞です。冬は契約会で田植え踊りを組織して田植え踊りをやる、そういう地域の契約会が音頭をとってやる行事なのです。それが6年ぐらい前に映像記録のために田植え踊りを復活させて、またその後からはやらなくなってしまったという現状があったのです。何とか田植え踊りも復活させようという取り組みが、やはり難しかったのです。これは余談になりますが、ふるさと文化再興事業というのが煤孫地域で行われておりまして、中心は大乗神楽なのですが、やはり周辺の芸能ということで田植え踊りを復活させようということで、今度はみなさんと合意が取り付けられて、来年の正月には行われると思います。雛子剣舞の記録事業がどこかでみなさんの心の中で生きていて、次には、という気持ちに繋がっている。記録事業のすごいところはそこだなと思いました。演出に携わる人間の思いこみも大切だなと。真剣に言っていきますと相手も答えてくれますし、そういう点ではやり甲斐のある仕事です。

少々技術的な問題になるのですが、そういう記録を取っていく上で私が感じていることは、細見さんが言っていましたが、いろいろな問題があります。ビデオの記録方式は幾つあるかわからないほどあるのです。神奈川県の方では、D2での納品ということになっていきますが、必ずしもD2ばかりではない。D2はとても高価なのです。1本1時間とすると何万円もする。それが10本なんていうと、費用が飛んでいってしまう。韓国では昨年の報告では、ベータカムSPで保存しておいてDVDで保存する、2通りの方式で保存しておくということになっておりました。その2つの、SPにしてもDVDにしても、技術的にはまだまだ問題がある。そのSPで保存していたものを10年たってSPコピーしても劣化するのです。更に10年立ってコピーするとまた劣化する、劣化劣化を繰り返す。それでは新しい技術的な問題はどうかということ、デジタルということがあって、基本的にはデジタ

ルであれば劣化しないという神話のような話がある。それもやり方によっては劣化するのです。

文化遺産ということをはからずもおっしゃっていましたが、まさに我々は文化遺産を作っているのだと。無形のを有形のものにして文化財として定着させたいという事業なのだと思っているわけです。となると、これは作ったものが残っていかないとやっている意味がない。どうしてもこの事業をやればやるほど、もっと強い意味合いが出てくる。我々も単に文化を固定するだけの仕事ではない、伝統的な文化を発展的にしていく役割を持った人間なのではないかと自負し始めるわけです。そういう気持ちが無ければ出来ないほど安価な仕事なのです。そういうわけで、私はいろいろ記録事業に携わっている方々と意見を交換して、自身も記録事業とは何なのかと反省しながら、続けているわけです。

技術的にいうと、あくまでもメーカー主体の開発で進んできた媒体を利用して固定化していくということですから、それにどうしても左右されてしまう。どちらかというと映像機器というのは、放送関係やコンピューター関係、そういう方向からアプローチされていて、文化財を記録するという形での技術的なアプローチは、ほとんど誰もしていないのではないかと思います。我々もこういうものが欲しいという要望は、メーカーに対しても必要ではないかと思います。いろいろ審議会にメーカーの方も出てきているようですが、デジタルアーカイブなどの中で、またミュージアム構想等もありますが、そういう中でメーカーサイドから出て来ていますが、あくまでもメーカーの持っている技術力をそこに移行するという話であって、逆はないような気がするのです。もっと積極的に、文化財の記録に関しては技術的にこうあって欲しい、少なくともここは変えないで欲しい、今記録したら劣化しないで 100 年、200 年保存できるシステムを作って欲しい、と要望しても良いと思います。いま世界的な流れとすれば、全世界的に高精細としてハイビジョンが出ています。これは日本が先端をいっていますが、逆にヨーロッパ、アメリカでは余り考えに入れていない。必要性を感じていないのです、見るものに関しては。ヨーロッパではやはりデジタルだということは明らかなのですが、動画圧縮技術によるものになっているわけです。情報量が多いということで、デジタル処理で全国的には共通化したもので行くのですが、メーカーサイドとしては競争等がありまして我々には反映されない。結果的には韓国では SP でやっているように、今 SP で収録は主流なのです。それで何で固定化するかというと、最大良いのは D2 だろうということですが、D2 に 1 時間撮ると 2 万円以上かかる。換算していくと、とても黒森神楽を D2 でやろうとしても無理なのです。3 年間の予算を全部使っ

てしまう。それで今、技術的にどういうもので保存していくかということ、出来るだけ論議の対象にしていきたいと思っています。これからますます記録的な事業の重要性が叫ばれていくと思うので、避けては通れない問題です。私も技術屋上がりでカメラを回すのが大好きな方ですから、どうしても気になるのです。

問題提起にしかありませんが、時間もありませんので、最後に申し上げます。我々が作ったものをデータベース化して欲しい。先程細見さんが言っていたように、素材がどうなっているのかわからないという面もあります。再生可能なものが、再生出来なくなってしまうということもあります。そういうものをどう今の段階で保存していくか、できるだけ県単位でデータベースの構築というのをやっていただきたい。そのための情報は惜しみなく出したいと思います。お金の掛かる事業なので、民間ベースでもやりたいと思っても出来ないものがあります。少なくとも資料収集というものに、責任を県単位で持ってもらえれば、我々は発掘のために一緒になって努力したいと思います。

問題としては、専門の技術者を作りたい。これも文化庁辺りにも配慮していただければと思います。民俗芸能研究者による技術者の講義、研修の制度等です。記録事業が各県で進んでいるので、現場の担当者、行政側の担当者も、どうやったらいいのか、我々の悩み等もわからないと思うのです。そういう支援の方策を入れていただければ、我々ももっと良い記録が自信を持って出来るのではないかと、そういうことを一緒に考えていただけたらと思います。それから業者が県単位にいるべきです。東京から滋賀県まで行って事業するという事は苦勞があります。往復旅費だけで何10万円かかります。そういうような中で、県単位で、民俗芸能に精通した業者がいるということの必要性があると思うのです。そういうことも視野に入れて考えていければ良いなと思います。取り留めなくなりましたが、そんな形で発表を終わります。

こんな本を出しました。写真に乗っている佐伯裕則という人が、黒森神楽の記録が終わって次の巡行だという時に、39歳の若さで亡くなってしまったのです。彼が黒森神楽の隆盛を作り上げた第2の人なのです。私も映像に携わったので追悼文を書いたのですが、後で手に取ってみて下さい。

事例報告 3

「鴨沢神楽記録保存事業のへの取り組み」

鴨沢神楽保存会 後藤 公明
江刺市教育委員会社会教育課 千葉 達也

私は鴨沢神楽保存会の 6 代目後藤公明と申します。よろしく申し上げます。本来であれば保存会代表の後藤興一がお話しするところですが、体調を崩しておりますので、私が代わりにご報告いたします。

神楽の記録保存事業の話がきた時に、これは何が何でもやり遂げたいという思いの反面、出来るのかという不安があり、師匠始め全員で何回も話し合いました。出来るかなというのは、10 何年前に撮りました記録保存の時は全て撮ったのですが、それからだいぶ立ちまして、年齢も重なり、肩が思うように動かないかなという不安があったわけです。その結果、自分たちの仕事を多少犠牲にしてもやり遂げようという結論になりました。私どもはサラリーマン、建設業、農業というバラエティーに富んだ者の集まりで、練習日、撮影日にみんなで揃って集まれるのか、というところを討論した結果です。

撮影に向けての練習に入りまして、全部で 36 幕と狂言 10 数幕の膨大な幕数と時間を、どのように分けて区切り練習していくかが問題でした。練習していく中に NG が出るわけです。そうすると、途中からの取り直しが出来ず、最初からやり直しになるわけです。幕内での咳 1 つ、話し声、太鼓のかすかな音、笛の音等が入っても取り直しということで、苦労しました。一幕完成するために 2 幕分舞ってそれでようやく完成というように、中盤では全員が限界に近いような状態になってきました。

普段舞われていない舞を練習するのですが、これも正しく舞うには苦労するわけです。以前に撮影したビデオを見ながら練習するのですが、最後は師匠たちの本物の技と、長年伝えてきた資料により舞のチェックをしました。

今回の記録撮影でも、新しい技術としての映像記録を活用しながらも、従来からの人から人へという伝統ある伝承活動をしなければと、改めて感じさせられました。舞の技術に関しても、NG を出しながらも何回も集中して踊り、次回のために念入りに練習することにより、それぞれの舞の技術も向上したと感じます。

春夏秋冬と一年間、述べ 15 日間の撮影が終わってみると、苦労した者全員が満足感でいっぱいだと、反省会でも話しました。こういう機会がなければ、常に舞って慣れていて、見ている人に受けのいい神楽だけを舞うようになったのだらうなと感じます。普段余り舞われない幕は、だんだん薄れていくのではないかと、今更ながら、心配になりました。

うれしいこともありました。新聞や市の広報に取り上げられることにより、地元の中堅年代の人で神楽を始めたいという人が出てきたのです。地域に伝わる芸能を、人と人とのつながりで伝承していくのが、本来の伝承活動だと思います。それが、記録撮影事業

を通じ芽生え始めたということです。私どもは今回の経験を意義のあるものとして、長く伝えていきたいと思えます。

最後に、私たち鴨沢神楽ですが、舞う機会が少ないわけです。ここにいるみなさんに舞う機会を作っていただきたい、という願いをしたいと思えます。ありがとうございました。(後藤)

岩手県の江刺市教育委員会で文化担当をしている千葉達也です。私は市の方で他の部門、町づくり等を5か所ぐらい移動してきたのですが、昨年教育委員会の文化財部門に移動しまして、私自身が素人ですし、初めてこの鴨沢神楽の映像記録の事業を通しまして、文化財保護の大切さを教えられたわけです。この場で発表するのは非常に恥ずかしいのですが、我が市の文化財保護の取り組み、昨年の記録保存の取り組み、そして今後めざす部分の一端をお話しさせていただきます。

私どもの地域には、神楽、鹿踊、剣舞等の芸能がありますので、それらを町づくりのキーポイントとしながら進めているところです。

江刺市は、岩手県の中南部に位置していて、面積360平方メートルのかなり広い山間部も多い地域です。江刺金札米、江刺牛、江刺リンゴ等についてはテレビ等でもご存じの方も多いと思いますが、農業を基幹とした田園文化都市という町づくりをしております。平成5年からは、歴史公園の江刺藤原の里をオープンして、NHKの大河ドラマのロケ地等での町づくりも併せて進めております。

江刺の民俗芸能は、鹿踊、神楽、剣舞、その他手踊り、いろいろな種類のものがありまして、100以上各地域に伝えられております。岩手県下でも郷土芸能の宝庫として、いろいろな事業を、国、県の支援をいただいて進めております。

その中で今回の事業に取り入れた鴨沢神楽は、市の北部の広瀬地区に伝承されております。鴨沢の集落は約80戸ほどあります。同地区には太鼓系の鹿踊や念仏剣舞等も伝承されていて、市内でも民俗芸能の盛んな地域として、保育所、小学校中学校等、地域でこういう芸能に携わっています。先程100近い芸能があると言いましたが、私どもの市は、過疎地域に指定されていて、少子化も併せてこれらの芸能を伝承できない、途絶えている部分も多くなってきて、市の郷土芸能の保存連合会で組織して、活動できるのは50から60程度というところまで減少しています。そういうことで、この記録保存事業やさまざまの郷土芸能の支援事業を展開し、これ以上私たちの地域に伝わる芸能が衰退しないようにと、

市を挙げて支援しているところです。

この鴨沢神楽は、岩手県の早池峰大償神楽と同じ流れを汲む山伏神楽で、明治14年に鴨沢村新山神社の奉納神楽として創始以来、現在で6代の世代交代を経て伝承されている保存会です。平成元年に岩手県の無形民俗文化財に指定していただき、9年12月に記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択を受け、本事業に取り組んだところです。この指定と選択を受けた理由としては、明治の創始以来、全36演目ほか、直舞、権現舞、狂言等36演目以上という、他の地域に伝わる神楽よりも極めて豊富な内容を伝承しているということ、明治以来権現舞が各家を回る門打ち等を行う等、地域の生活に欠かせない民俗芸能として伝承されているという内容からです。広瀬地区については、かなり保存会が力を入れているわけですから、教育委員会が支援しない部分でも、保育所、小学校・中学校の授業の中でそういう伝承活動に力を入れていただいて、少子化で子供がいない中でも確実な伝承を展開している地域です。

記録保存事業の概要ですが、私は平成13年の4月から携わっておりますが、この事業につきましても、平成12年の段階から事前調査を入れて、実際の記録撮影については13年度から行ったという展開です。12年度前任者が行った事業としまして、盛岡大学の門屋先生の監修をいただいて、鴨沢神楽の調査報告書ということで、この神楽がどういう歴史を持っていてどういう演目があり、どういう形で地域で伝承されているかということ、1年間かけて調べました。例えば、各例祭の内容、どういう装束・道具を使うとか、各演目の言立、内容を全部再調査をして、1冊の記録集にまとめたということがあります。ですから1年掛けて鴨沢神楽の特徴を分析し、どういう形で記録保存すべきかを、専門の方、映像会社にも入っていただき検討した結果、翌年度の4月から記録映像事業に入ることが出来たということが特徴的な事業ではないかと感じています。

江刺としてもこのような規模での記録事業は初めてだったので、どのようなスケジュールで何時間ぐらい掛かるかというのは、全く未知数でした。終わってみれば、14・5回にわたる撮影は、全て土、日、祝日を利用したので、まるまる1年間かかりました。編集したビデオは40時間ですが、前年度から13年度にかけ例祭などの全演目を撮ったので、回ったテープは100時間以上です。実際苦勞なさったのは保存会の舞手の方々に、前半の2・3か月については普段地域で踊っている演目ですからあまりNGもなく、体力もあり、スムーズに進んだわけですが、後半に入りますと、普段やらない演目ですから何回もNGがあったり集中力が途切れることがあって、場合によっては半日で止めて次の日の朝だとか、1

か月開けて十分練習を積んでもらってから再度撮影等の組み直しをしたこともあります。

今回の取り組みは、私たち行政サイドとしては、環境整備だとか、相談なされる先生たちと保存会とを結びつける役目でした。実際撮影に入れば、踊る方にきちんと踊っていただくとか、体力が続くかという心配をしましたが、保存会の協力なしには記録保存は出来ないと感じたところです。全て撮影が終わってから、保存会の師匠さん方に見ていただいて、今回記録した内容が正しいものであるか、今後後世に伝えた場合に間違った映像、記録にならないか、ということで、映像会社の方、市の教育委員会も入れて全てチェックしていただき、その中でおかしいところは再度撮り直しました。最終的には複数の目でチェックをして最終成果品に仕上げたという経過があります。

撮影を始めるに当たって、第一の目的として、市の PR としての撮影はいっさいやらない、ですから作成したビデオについては他の外部団体に公表しておりません。国庫補助が入っておりますので文化庁の方にだけ納品をしました。教育委員会の方にマスターと、保存会の方に全てお渡しをするという形にいたしました。目的として鴨沢神楽保存会が活用するために行い、将来伝承するための目的を定め、それに基づいて撮影を進めていったという経過があります。

撮影の方法については、おそらく確立したものがないと思いますし、教育委員会、保存会の方でもこういうふう撮ってくれという考えもありませんでしたので、みなさんと話し合いながら、撮影会社の多くの経験を聞かせていただいて、基本的には昔から伝えられている伝承を間違いなく伝えられるようにということでした。カメラは 3 台、正面のメインカメラと左右のカメラ、音声についてもマイクを 4 つか 5 つくらいセットして、正しく記録して伝承にも使えるようにと配慮して、かなり経費が掛かったと思います。うちの方は全体契約をしていますが業者さんの方がかなり泣いた部分があると思いますが、3 台のカメラ方式ということで撮り続けました。途中で NG があった時はつながないで撮り直す。ですから、ものによっては 60 分の演目のものを 40 分ごろまでは順調にいったものでも、間違ったらそこで止めてまた一からやり直す。ものによって途中でつないだものもありましたが、同じ演目で 2 時間 3 時間踊ったものもあります。そういう意味で踊り手の方もかなりピリピリしてきまして、もう今日は出来ないとか、練習し直さなくては納得して踊れないとか、そういう部分の精神的な疲労もあったと思います。そういうわけで全部仕上がった時にはスタッフ一同、感動と言いますか、1 年掛けて仕上がったという達成感があったと記憶しております。そういう形で、記録作成事業をいたしました。

今後この記録撮影をどういう形で活かしていったらいいかということ考えた場合に、昨年度から始めているのですが、なかなか財政が厳しい折ですが市の単独事業で 500 万円を予算措置していただきました。1 つは後継者育成ということで、各団体の師匠方が 70、80、90 歳という団体が幾つもあるので、そういう後継作りのために謝礼金を払ってまず伝承してくれということで 1 事業を独自で展開しています。郷土芸能を高校、一部保育所も含めて全ての小・中学校で取り組んでいますので、それらの装束の備品の整備に、単独事業で 3 年間かけて全部の学校に行くように予算措置をしています。3 つ目が、市でも単独で記録映像の保存をしようということで、昨年度は鹿踊の 1 団体、さんさ踊、さつま奴踊の 3 つの団体の撮影をしました。これにつきましては国庫補助と違って予算が限られていたもので、1 つのカメラとマイクは 2 つぐらい、これについても鹿踊であれば普通は装束を付けて踊るわけですが、伝承に何が必要かということで、装束なしで裸で足の動き、頭や手の動きがわかるような形で記録撮影しました。あとは、太鼓を叩かずに、口唱歌、口で音頭をとって撮影するとか、そういう技法を考えながら各伝承が伝わるような撮り方を考えて進めて来ました。今年度もこの冬場に撮りたいという団体がありますので、同じように撮影をしていきたいと思っています。

この記録撮影事業を通じて、鴨沢神楽の方でも保存会に入りたいという人が増えたというお話がありましたが、他の鹿踊につきましても、若い人がそういう活動を見て入ってみようかなという人が若干増えました。先程途絶えた団体もあると話しましたが、市でそういうことに力を入れているというので、各青年部が発起して復活を遂げた団体が 4 団体ぐらいあります。そういうことをやっているということを経験等でも取り上げていただいて、人と人のつながりが広がってきたという効果もあるのだなと感じています。

もう 1 つは、記録撮影は間違ったら間違っただまの撮影になるのです。踊りの人が装束を付けて踊ると間違っても目立たないので、それまでは間違っただまの部分もあったようです。それを装束を付けずに素で踊ってみると、足がバラバラであるとか列が整っていないということに気付いた。やってみたら今までの踊りはなっていないということで、2 か月ぐらい練習し直して、技術を再確認して、記録撮影に臨んだということです。記録撮影を行った団体のほとんどの方が、今までよりうまくなったということがあります。

ただ単に記録を残すということだけではなく、技術も上がって、正しい足・手の動きが見直しできるという効果もありますので、今後記録撮影を実施するみなさんについては、そういう効果もあるのだということで、積極的に取り入れると良いのではないかと考えて

います。

これは撮影会社や先生方から助言いただいたことですが、記録撮影をしたからといって正しい伝承ができるものではない、あくまでも記録に残すことによって伝えられない人がいた時の道具として役立つ、日々師匠さん方から教えていただくとか、地域で人を育てて、今まで通りの伝承をしながら、記録撮影という道具を使ってこういう芸能がなくならないように伝えていって欲しいということでした。今までの人と人の伝承も大事にしながらこういう技術も活用していこうと、市全体で確認して進めてきたことを最後に付け加えさせていただきます。

以上で、我々市の方として、記録作成事業に取り組んだご報告・感想とさせていただきます。ありがとうございました。(千葉)

司会(俵木 悟 東京文化財研究所) この事例報告についての質問がありましたらお受けしたいと思います。

長谷川嘉和(滋賀県教育委員会) 撮影して不揃いであるということがわかって統一されたということですが、どなたに揃えたのですか。正しいか正しくないかということはどういうふうにしてわかったのでしょうか。

千葉 撮影のチェックについては、それぞれの保存会の会長さん、師匠さん方にさせていただきました。1回撮ってみてビデオをながす、また練習の段階からやってみて装束を外したら、「ぜんぜん揃っていない、本来その地域に伝わっている何々流の足の動きとか太鼓の叩き方ではない、ちゃんとチェックをしたら初めてわかった」「こんな形では記録保存は出来ない」と言われました。教育委員会というより各団体の師匠さんが、「こんな形で記録を残したら逆に間違ったものを伝承することになる」ということでした。当初は12月ぐらいに撮影する予定が、練習してみたらおかしいところがたくさん出てきたので、2か月くらいきっちり練習していただいて、ようやく揃うようになって、これなら撮ってもいいという段階で、2月か3月にやっと撮影したのです。あくまでも踊りが正しいか、動きが正しいかということは各団体のお師匠さん方にチェックをしていただいたということです。

これは鹿踊の話でしたが、神楽に関しては鴨沢神楽の方でも、撮った段階でお師匠さんにチェックしていただいて、例えば踊りが違うということであれば撮り直す。各団体でも

帰ってから再生してみて、これでは納得いかないということであれば、全部撮り終わっていても、もう1回自分たちから「撮り直したい」と言ってくるケースもありました。

後藤 神楽の件ですが、我々が舞って収録している時に大師匠がいるのですが、モニターを見ているのです。神楽そのものを見るよりも、モニターを見た方が合わないところがあるのです。そこでチェックして撮り直すのですが、いったんOK出したものを何回も見るとは流してもらいたいものでも、師匠たちはこと細かに見るのです。ですから、全て間違いなく保存できたと思います。

長谷川 練習で後継者が舞われる時は衣装を付けずにやると思うのですが、その段階で揃う揃わないというのはわからないものですか。

後藤 舞台上がって撮影というと緊張感がありますから、装束付ける付けずに、それですれが出たり呼吸が合わなかったりしたことが出たと思います。

千葉 私の説明で、神楽の話と鹿踊の話が混ざっているのもう1度申し上げます。神楽については、練習段階では合っていて実際舞台上がったら合わなかったということがあります。鹿踊という太鼓を叩くものについては、顔を隠すような装束を付けると、太鼓は合っているのですが一人一人の手や足の動きが合わないのです、腰の下げる位置の高さというところまで。装束を外してやると、腰の高さとか膝の曲げ具合まで見えてくる。そういうことでやり直しがたくさんあったということです。

後藤 今ご質問があったのは多分鹿踊に関してだと思うのですが、我々は装束を付けずに稽古しますのでそういうことはないです。装束を外して合うとか合わないとかいうのは鹿踊のことだと思います。

千葉 神楽の撮影は全部正しい装束を付けて36演目と狂言を撮りました。その他の芸能のものについてはちゃんとした正規の装束を付けて撮ったものもありますし、手や足の伝承をするために付けずに撮った事業もあるということで、ちょっと混乱もあったかと思います。鴨沢神楽については全ての演目を装束と、身につけるものは全部付けて撮っていた

だきました。

山内登貴夫（映像作家） 具体的に 3 台のカメラが使われたというのですが、その役割分担はどうだったのですか。3 台一緒に全部回っていたのですか。

千葉 細かいことは技術会社でないとわからないのですが、ステージで踊る方々は神楽幕を張ってステージで踊りました。正面はお客さんがいる方から、サイドカメラの 1 台は袖のところ、もう 1 台は下のあたりということで、3 台のカメラそれぞれに人がつきまして、全部一緒に回して、調整の人がカメラ切り替えをやりました。あとはマイクを 4 つぐらいセットして、音声についても調整の人が別において、音声調整をしながら撮影しました。マスターを撮って、編集等については後からチェックしたという形で進めたと思います。

後藤 カメラ 3 台と言いますのは、神楽の場合は 1 人で舞う舞、あとは 4 人 6 人と人数の多い舞があるのですが、正面カメラだけでは隠れる部分がある。だから正面と両サイドにすると、6 人舞っても 1 人合わなければ直ぐ映像に見えるわけです。合わないこともすぐ見えるし、間違いも見える、何か落として隠したりするのも見えないのです。その状態で全て撮影したので NG が多かったわけです。正面だけならあっても見えないわけです。あらしを出さないために 3 方からチェックしたのはそのためだと思います。

長谷川 具体的に良く分かりましたけれども、我々が考えている記録から行きますと、その NG 記録の方がもっと重要なことも出てくるわけで、その映像の制作の目的が、カメラの位置と NG とスイッチングでやったということだったら、ますますディレクターの感性そのものになっていくので、非常に貴重なものが消えてしまったのではないかという気がしましたので、質問させていただきました。

小野 幸（一宮町教育委員会） 確認ですが、先程国庫補助で作られた方は伝承が目的とおっしゃいましたが、市の方で単独で記録をなさっているということですが、こちらの目的はどういう目的になるのでしょうか。市の方で単独で作っている記録というのは業者なののでしょうか、それとも市の職員がカメラを回しているのでしょうか。

千葉市の単独事業につきましても、伝承の事業でお金は市から出ているのですが、郷土芸能保存連合会に業務委託いたしました。そちらの方でどういう団体を撮るのかを理事会で選考していただきました。備品と後継者育成事業と記録撮影ということで一括で事業を委託しております。その中で伝承活動の記録を取って、鴨沢神楽と同じように、伝承に使えるものということで撮影をしてもらっています。ただ、国庫補助は600万円ぐらいでやったのですが、市の方は100万円ぐらいなのです。撮影も限られますしカメラも1台なので、8人で踊る鹿踊とか20人ぐらいいるさんさ踊などは、カメラの撮る位置や高さなども違いますので、それぞれの踊りに合うように調整をしていただいて撮りました。

事例報告 4

「尾口でくまわしの映像記録作成について」

東二口文弥人形浄瑠璃保存会会長 道下 甚一
尾口村教育委員会教育課長 宮下 定男

尾口のでくまわしの映像記録の撮影ということでご報告いたします。尾口村の概要を説明しますと、金沢から 40 キロメートルほど南に行きますと日本 3 名山の 1 つ白山があります。その麓に位置した面積が 137.52 平方キロメートル、日本でも有数の豪雪地帯です。その面積の 98 パーセントが山林でありまして、豊かな自然と素朴な文化の宝庫である地域です。一時 9 集落 316 世帯 1,514 人がいましたが、昭和 49 年に洪水調整、工業用水、飲料用水を目的とした手取川ダムが着工され、その関係で 4 集落が水没し、現在は 6 集落ということで、256 世帯 786 人という本当に小さい少子高齢化の進んでいる村でもあります。過疎対策として、新しい生産活動と迫力ある村づくりをテーマに、地域産業や観光開発に力を注いできました。その主なものは、山菜・椎茸・ナメコの栽培、イワナの養殖をしてきましたが、自然環境を活かした保養地の開発が進み、過疎脱却を目指す一環として村営のスキー場開発等、観光事業に力を注いできました。しかし、近年の経済低迷により、観光産業の不振からスキー客の減少で、今度は逆に豊富な自然のふれあいの中から豊かな心と体をはぐくむことの出来る村を目指そうということで、現在心と体の健康村をテーマに取り組んでいるところです。

尾口村には幾つか村指定の物件がありますが、その中でも特に重要無形文化財の東二口文弥人形浄瑠璃は有名で、300 有余年の歴史を誇り、村の心の寄りどころになっております。保存会の方々からこのでくを後世に残したいという希望があり、県・国を通してお願いをして、平成 11・12・13 年の 3 か年で映像撮影をするということになったわけです。その作成については、撮影時は作成委員会のみなさん、村の文化財審議委員会のみなさんに立ち会っていただいて収録したということです。

詳しくは保存会の会長からお話をさせていただきます。(宮下)

尾口村東二口文弥人形浄瑠璃保存会の道下です。映像記録作成について発表します。私の住んでいる尾口村は、石川県で 1 番人口の少ない村です。平成 14 年 10 月末現在 255 世帯で人口 789 人です。主だった産業もなく、観光を主としてスキー場や温泉、民宿が主な生活源です。若者の職場と言え、村役場や農協、建設会社の社員、その他の職はありません。子供たちも高校・大学と進学すると、全員都会に出て行ってしまいます。

人形浄瑠璃は平成 12・13・14 年の 3 年計画で映像化していただきました。350 年の歴史を持ち、1680 年代に大阪の太夫で一時活躍された岡本文弥の語り口・舞台形式を残し、一人遣いが特徴とされていて、全国に 4 か所、新潟県佐渡、宮崎県山之口町、鹿児島県の

東郷町、石川県の尾口村しか残っていない大変貴重なものです。それぞれ似たところがありますが、それぞれが違ったものですし、五段を通してやっているのは私のところだけです。三番叟、口上、本題、間狂言の舞台形式は東二口だけです。石川県の民俗芸能はほとんどが能登地方に集中してしまっていて、加賀地方ではただ1つの国指定文化財です。昭和35年に石川県の指定文化財、昭和46年に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、昭和52年に国の重要無形民俗文化財に指定されております。明治20年代までは40以上の出し物があったと言われておりますが、明治23年から30年にかけて北海道開拓に70戸ほどの家に移住して現在6演目しか残っておりません。また昭和40年代からの高度成長期時代に高学歴化、森林や農業の不振、55年度の手取川ダムの完成により生活様式が一変し、若者が都会に生活基盤を移さざるを得なくなり、そのために過疎化に拍車が掛かり、現在私の住んでいる地区は、世帯数18戸、人口50人に満たない少子高齢化が進む地域です。65歳以上が半数で、若者が都会に家を持つ世帯が14戸あります。あと10数年すれば地区全体がなくなるような状態です。また平成17年度の町村合併問題も絡んで、一層拍車が掛かるような状況です。

この人形浄瑠璃は、昭和50年代までは女性、子供が舞台に入ったり、人形に触れたりすることはタブーとされておりました。この状態を続けては人形が絶えると思って、先輩方に内緒で、個人的に20年以上前から地区の子供たちに教えておりました。7年前、地区に男女6人の小・中学生がおりまして、この子供たちになんとかでくを教えようと、会員に相談して、若手のメンバー6人で、自分たちの全ての芸や人形についての知識を教えました。子供たちも一生懸命習い、5年で人形遣いを覚えました。今は公演の時に子供たちの力も借りて公演をしております。

平成12年度からは、尾口の子供たちに地域の伝統文化として、年間10回教えておりますが、この子供たちも高校、大学と進学し、卒業すれば自ずと生活圏が都会に向き、今教えておかなければ、将来でく回しをしたいと言った時に全く出来なくなりますので、淡い期待を抱いて教えているような状態です。職業として打ち込めるならいざ知らず、1人前になるのに何10年掛かるようなものは、敬遠されるのは当然だと思います。

人形浄瑠璃は五段続きで、一段に1時間ほど必要です。1つの演目に4・5時間掛かります。必要人数は太夫、三味線、太鼓、笛、人形遣いなど、1人1役でやって20人ほどが必要です。浄瑠璃が1人前になるのには最低10年必要ですし、人形遣いも5年掛かります。保存会員は70歳代が4人、50歳代が4人、30歳代が3人の11人で公演しております。

昭和 50 年代までは 1 人 1 役で公演することが可能でしたが、現在は 1 人で何役もこなさなければ公演できない状態です。

今から 20 年ほど前にも記録映画を撮ってありますが、それは 30 分と短く、1 部分のもので全部撮ってないので、勉強にもならず資料にもなりません。この先どうなるのかと不安と危機感を持っています。先祖や先輩たちが大変苦勞をして残してくれたこの貴重な文化遺産を私たちの代で絶やしてならないという強い信念から、これをこのままの状態で映像に残しておきたいと、平成 10 年春、村の教育委員会にお願いに行きました。その年の暮れ頃、県の教育委員会から承諾を得られたという村の担当者から連絡をいただき、大変うれしく思いました。

年輩の太夫さんもカセットテープに吹き込んで練習したそうです。私も貴重な映像を取り上げるのだということで、職を辞してこのことに当たることにしました。映像会社は年に何回も来られないということでしたので、村の担当者と日程など細部にわたって連絡を取りながら、1 演目 2 日間、撮影時間は夜 6 時からと決めて、1 年間に 2 演目を撮ることにしました。太夫さんも健康状態を考えて、年長者から順番に撮影しました。大変なお金を使ったものが途中でストップするので、会員個々の健康状態にも十分注意しました。撮影本番には、途中やり直しのないようには会員にも認識させ、週 1 回の練習に励み、その後には役柄や役割分担を決め、練習で悪いところは徹底的に直し、本番の撮影に臨みました。

撮影には、文化財審議委員、作成委員会委員にも出席いただきました。カメラの位置や撮影について細かく指示いただき、了解のもとに映像化しました。平成 11・12 年度には文化庁の宮田繁幸さんにも来て指示いただきました。本当にありがとうございました。

カメラは 4 台入り、太夫と三味線に 1 台、舞台全景に 1 台、舞台後方に 1 台、人形遣い・足の計 4 台で撮影し、DVD にもしましたので、完璧なものができると思っています。もし人形が一時期絶えても、この DVD と資料さえあれば、初心者でも復活できると思います。資料なども教育委員会の協力を得て、完全とは言えませんが、誰が見てもわかりやすいようにしました。

撮影で苦勞したことは、3 年間とも 8 月 12 月に撮影しましたが、冷房を入れると機械の音がするので止めて行い、外からの音もシャットアウトするために、窓は全部閉め切ってやりました。12 月の時はまだよかったのですが、8 月の撮影は大変でした。また 1 時間ほど無言でやらなければならないので、用事があっても声を出すこともできず、大変つらかったのです。

こうして 3 年かかって全部の浄瑠璃を取り終えた時は、全員がそれぞれの役割で精一杯やった安堵感と、自分に何があっても将来子孫に芸を残せたという安心感があり、言葉に言い表せないほど関係各位に対し感謝しています。

昭和 50 年度までは、語りも舞も全て口伝えでした。近年はカセットテープや MD 等便利なものができて個人個人で購入して勉強していましたが、それは浄瑠璃のみのものであり、舞は公演後に練習するよりほかはなかったのです。観客席後方からビデオに撮影し勉強していましたが、撮す場所が遠く見難かったり、話し声が入って聞き難かったりで余り良くなかったのですが、今度は完璧なものできた大変喜んでます。

また、この事業のために 3 年間毎週練習しましたので、年長者も子供たちも一層の連帯感ができたこと、人形に対する愛着心が増したこと、それぞれが自分の芸に磨きがかかったこと、子供たちも舞では一人前になったこと、人形を何としても残したいという思いが増したことは大変な収穫でした。現在はそれぞれがダビングしたもので自宅で語りや舞の練習が出来て、大変便利になりました。これだけの効果がある事業に取り組んでいただいた村、県、国当局に感謝します。これで文弥人形浄瑠璃の映像記録作成の発表とさせていただきます。ありがとうございました。

15 分間のダイジェスト版にしたものをご覧いただきたいと思います。先ほど説明不足のところがあったのですが、カメラをなぜ 4 台入れたのかと言うと、幕があると人形の状態しか見えないで足の状態がわかりません。全体を見せるために前の方から 1 台入れました。太夫は常には舞台の後ろの方にはいるのですが、撮影し難いので、その時は横に出して太夫と三味線とを 1 台、三味線の弾き方がわかるように撮りました。斜め後ろから撮ったのは、役者の後ろの方の姿を撮るためです。もう 1 台は足、舞台の上しか見えませんが本当はよく回しと言ってでくの舞なので、足運びを 1 台のカメラで撮るためです。(道下)

司会(俵木 悟 東京文化財研究所) この件について確認的な質問がありましたらお願いします。

鳥羽修郎(東京都)今のダイジェスト版はナレーションばかりがあって、私が聞きたいと思った折角の文弥節はかすかにしか入っていなかったのですが、実際の記録には文弥節はきっちりと、大きな声で入っているのでしょうか。

宮下 はい、実際の記録には道下さんも言いましたように、1 演目のフル時間全部撮ってあります。ダイジェスト版は PR 用に 6 演目を縮小したということでご理解いただきたいと思っています。

西瀬英紀（国立劇場映像記録係） 今のカメラワークの 4 台ということは、編集をしないで 4 台それぞれのアングルでお撮りになったのですか。太夫、三味線の語りだけで全五段 6 曲収録されていて、方向がそれぞれ人形に関しても足が見える、動きがわかるということですが、それぞれ尾口の場合は五段通してやっていると思うのですが、それだけのものがちゃんと残されているのですか、確認したいと思います。

宮下 4 台のカメラは 1 演目通して全部残っております。このカメラはここだけというのではなく、4 台ともフルに撮ってあります。

西瀬 足の動きが見えるというのは、正面の場合、手すりの下も開けて撮られているということですね。それでは普段の我々が 2 月に行って、隠れている状態の記録というのはいいのですね。

宮下 隠れた記録は保存用にはありません。

西瀬 伝承者が難しい状態の中で、後世に伝える記録ということですね。良く分かりました。

司会 4 台のカメラで別々に撮った映像というのは、最終的に 1 本の記録として編集してということでしょうか、それとも 4 本の記録を別々に 1 本のものとして記録として収めてあるということですか。

宮下 1 演目 4 台のカメラ、それぞれ全部あります。4 本あるということです。

総合討議

司会（宮田繁幸 東京文化財研究所） 会場からかなり多くの質問が来ておりますので、てきぱきこなさないと総合討議が進まないのではないかと危惧しております。まず今日発表していただいた方への質問に回答いただくことから始めて、更にコメンテーターのお二人に事例発表を踏まえて意見をいただいて進行させていこうと思います。予定としましては 2 時間程度です。進行状況によっては、会場からのフリーの質問ということで進められればと思います。

それでは発表順に、細見さんへの質問です。岐阜県教育委員会の太田晃さんから、「箱根湯立獅子舞の映像記録作成の目的に言及された時に、後継者育成のための映像記録の作成においては作り方が異なる、というお話をされたかと思います。後継者育成のための映像記録作成においては、どのような仕様で実施する必要があると思いますか、ご教示下さい」という質問です。

細見吉夫（映像演出家） 後継者育成というよりは保存伝承という意味合いで、新しい人たちにその映像を見せて伝承するという意味で作る場合と、一般の普及啓発版とは作り方が異なるという意味で申し上げました。普及啓発版はわかりやすくということと、見て楽しく歌える力を重視します。保存伝承のために作る場合には、間違いなく、正しく、客観的にわかるような撮り方をしていく。先程も言いましたが、カメラを引いた画で全体を見せる、そういうような形になるかと思います。

司会 次に阿部さんへの質問です。埼玉県の石川博行さんから、やらせ的行为ということに関する質問です。「少し待って下さい、カメラの準備ができていません等はいいいのではと考えますが、これも断っているのですか。収録の経験では、もう一度橋のところから歩いて下さい、と言ったことはあります。やらせ的行为は絶対だめということでしょうか」という質問です。

阿部武司（東北文化財映像研究所） やらせ的行为とは、普通彼らがやらないことをやらせることです。これは 1 つの具体例ですが、なぜ黒森神楽がそういうことに神経を使ったかということ、あるテレビ番組で海辺を歩いてくるというシチュエーションで撮りたいと言ったそうです。しかし我々は海辺をそういう形で歩いたということは未だかつてない、私たちはテレビ番組のために神楽をやっているのではない、と断ったそうです。それ以来、

そういう演出的な行為に関しては断っているのです。私自身は、待ってくれ、と言ったことではない。着いてしまったものはそこからでいいじゃないか、私の考えはそういうものです。撮れないものは撮れないので、考えればそこから歩いてきたことはわかるのだからいいじゃないかという発想です。ただ、絶対的な行事としてある場合に、それは我々の方の準備が大切なのです。やらせではないのですが、はっきり言って、非常に演じている者の気持ちをそぐのです、特に儀礼的なものに関しては。ですから、儀礼的なものに関しては、待ってくれというよりは、記録者が計算高くやっていくようにするのが先決かなと思います。その上でできなかつたら仕方ないだろう。そういう心構えの問題としてとらえていただければいいのかなと思います。

司会 もう1つ、阿部さんへの質問です。鳥取県立博物館の福代宏さんから、「映像記録のデータベース化について、古記録、8ミリ、16ミリフィルムを受け入れることがあるが、保存活用両面を考慮すると、DVにテレシネして随時DVD書き込みする、という方法に問題はありますか」という質問です。

阿部 現在のデジタル記録としては、DVの場合ですと、割と転送に時間が掛からないような低い状態で記録しているので、いろんな情報は不足するのですが、実際に見るという点では問題ないと思いますし、古いものですとその程度の情報量で問題ないと思います。将来的にそれをグレードアップしていくことは可能です。ただ内容的には足りませんけれど、どういうフォーマットに持っていくかということも考慮して、今の市販のDVで記録していくということは最低限の範囲でいいのかなと思います。古い4分の3インチのユーマチック、ベータマックスとかのさまざまな古い記録のもの、極端に言うと2分の1のオープンリール等がありますが、それは再生可能かどうかわかりませんが、そういうものを記録するのに、何もデジタルのD2に記録する必要はないのではないかと思います。

商品名で言いますと、DVカムがDVCプロぐらいで十分ではないか。デジタルで言うと4:1:1ですが、その25ぐらいのものという形で記録しておけば、今後の活用に関してはほとんど問題ないと思います。ただDVの場合ですと、記録して10年くらいもつかもたないか、非常に無機質、幅が狭いのもつというのは疑問です。あれが出てからまだ10年足らずなのですが、趣味で撮っている人に聞くと、古いものがモザイクになったという話が出ています。ですから、はっきり言って危険です。5年前のものが果たして正常に見えるか

どうか。あれは蒸着テープで特殊なものですから、技術的に言って危険なものがあるなど思います。そういう意味で DVD、MPEG2 の情報で DVD の記録信号として残しておいて欲しいなと思います。DVD ビデオではだめです。コンピューター上で残しておいて DVD に保存するというふうになれば、後の活用がその画質以下には上がりません。コンピューター上でやりとりして、後はさまざまな引き出し方がコンピューターにはあります。SPI とかデジタルコンポーネント、いろいろあります。そういうもので出せるという可能性のある素材で残しておく。

繰り返しますと DV で記録したものはこわいです。素材が非常に柔なので、DVD で残すのがいいかな、と思います。

司会 滋賀県の長谷川嘉和さんから、細見さん、阿部さんのお二人に質問です。1 つは、「お二人とも 2 台のカメラで撮影されたというが、その理由は何でしょうか。記録映像は基本的に 1 台のカメラで撮影し、もう 1 台をサブで使用するということが、それとも経費の関係で 2 カメラとしたのか」。

もう 1 つは細見さんへ、「入札の方式はどのようなものか、指名競争入札か、最低制限価格または予算額を事前に示すなどがあったのかどうか、わかる範囲で具体的に説明して下さい」ということですが、まず細見さん、1 と 2 についてお願いします。

細見 私は演出を請け負ったので、実際入札が具体的にどのように行われたのか、ほとんど知りません。2 台のカメラを使用としたのは、これは 1 台では撮りきれないということです。基本的にはメインのカメラが 1 台ありますが、それが全てメインであるかということではなくて、サブのカメラがメインになるという場合もあります。2 台のカメラで撮ったというのは、幅広いエリアの中で舞われる舞であったために 1 台では撮りきれない。本当は 3 台か 4 台あれば楽に撮れたのですが、最低 2 台でカメラをやりくりして撮る。ですから、撮れなかった部分もあるのです。その部分に、こういうことをやってはいけないのですが、インサートの映像を入れました。こういう形で撮らざるを得なかった、これは基本的に予算がなかったということです。

司会 2 台のカメラの件について、阿部さんの方からも一言お願いします。

阿部 2台でやったというのは、1つは予算もありますし、それだけの人員もないということ。黒森神楽に関しては、1台では絶対に撮れません。芸態記録というよりは、宿で行われていることを網羅的に記録したいということで、本来でしたら4台ぐらいあったら良かったのですが、予算的な意味で2台が限界でした。場合によっては3台ということもありました。

入札の問題ですが、私の場合は入札ということも1回ぐらいあったのですが、幸いあとはそうではなく、随意に近い形でやらせていただきました。事前にそういう仕事をしていたことをご理解していただけたのかなということなのですが、ある意味ではすんなり仕事のできたのです。あとは細見さんの言われたことと同じです。

司会 長谷川さん、よろしいでしょうか。

長谷川嘉和（滋賀県教育委員会） 細見さんの方ですが、あの映像を見た限りでは、2台のカメラでは苦しいな、という映像のように見えました。特に獅子が動くときは。滋賀県でやった場合は、5台のカメラで撮影したので2台のカメラでは苦しいな、という気がしたものですから。基本的には経費の問題で2台のカメラにしたということなのでしょうね。

それから、業者選定が入札だということですが、金額だけの面での競争で決まったということなのでしょう。それともほかの何か審査があって選定をされたのでしょうか。

細見 この件に付いては樋口さんが詳しいのでお願いします。

樋口和宏（文化庁） 実は昨年11月まで神奈川県におりましたので、仕事を依頼した側というのは私の方になります。県で仕事をしたわけではなく、12年度の補正予算を神奈川県民俗芸能保存協会にいただきまして、総額が4,000万円ほどだったと思います。それで記録作成をしていこうということになったのですが、当初プロポーザルということは私どもで原案を作っていたのですが、いろいろな事情がありまして、最後は決済がおりた段階で入札にしろということになりました。これは要するにはっきりと数字が出て、きちっと決まるからということが理由だと思います。それが競争入札ということで、業者の質はそれなりに確保しなければなりませんので、実績のある会社、市町村、近隣の都・県の7社に案内を出して、入札という形にいたしました。

司会 入札関係の質問が、別の方からも出ています。実践女子大の中村茂子さんから江刺の千葉さんへ、「記録作成に際して入札はなさらないのですか」というのが来ています。

千葉興一（江刺市教育委員会） 私ども記録作成事業は、こういう大がかりなものについて初めてでしたので、入札や、またどういう業者が実績があり、指名できるかということを検討いたしました。最終的には実績がある業者ということで、鴨沢神楽とも付き合いがあり、そういう記録以外のことも研究している、関わりがある、という業者を選考し、随意契約で進めました。その他の事業では、観光ビデオやPRビデオの映像を作る場合は、それを作れる業者が岩手県内、私の市の近くに数社いますので、その場合は完全に金額、撮影日数を指定して入札という場合もあります。今回については、どれくらい撮影日数が掛かるかわからない等未知な部分もありましたので、撮影日数等を想定して、予備見積もり等を取り、人件費、機材借り上げ料、ビデオ、消耗品等を積み上げて、予定価格を出して随意契約の形で進めました。直接の担当ではなかったのですが、そういう経過で進んだという書類を見ております。

今後は、実績のある業者が県内でも増えていますので、そうなると、どういうふうに判断したらいいかわからない場合は、現在のうちの財政当局の判断では、問題がある場合は入札にした方が議会でも指摘されないということがあって、その方がいいのではないかという意見も一部出ております。ただそれだけでは、撮影者と市と団体との連携なりコミュニケーションなり、金額に現れない部分で取り組んでいかなければならないことが多分にありますから、この辺は業者選定はもっと研究する余地もあるので、行政としては難しい分野ではないかと感じております。

実際今回も、撮影でいろいろNGが多くあって経費がかさんできた場合に、業者ができない部分は市の職員が手伝うとか、後は補正予算で追加して消耗品やテープ代を補いました。全体経費がどのくらい掛かるかという積算も難しい世界だと思います。時間が足りないから中途半端に撮っていい性質のものではありません。この辺については、国、県、市も含めて、こういう業者選定はどうあるべきかを研究分野の1つにさせていただいて、みんなで考えるべき事項ではないかと思えます。

司会 神奈川県の上野芳範さんから、「データベースの構築の方法、運営方法等について提

案や助言のようなものはありますか。個人的な意見でもかまいません」ということで、細見さん、阿部さん、お二人ともデータベースの必要性を言っておられたので、こういうふうであって欲しいということでもいいので、いかがでしょうか。

細見 取り急ぎやっていかなければならない問題だと思います。具体的にどういう形でやるのか、場所の確保、人員の確保等いろいろあると思います。記録した内容について克明に書いたものを残しておく必要があるでしょうし、取りあえず撮ったものに対しての作業を進める必要があるのと、今ある芸能や民俗行事を克明に押さえておかなければならないものがあると思うのです。そういうものを取り急ぎ記録しておかなければならないという気持ちで、これまで記録作業に加わって感じているわけです。具体的にどういう形がいいのかは、私はハード関係についてはあまり知識がないのでわからないのですが、とにかく記録をまとめる、それを情報として残しておく作業を必要だと感じていて映像制作の作業を進めているということです。

阿部 私もこれは急ぐべき問題だな、と思っています。私自身が始めた時には、かなりの映像記録が全国的に行われて、それが資産として残っているはずなのですが、私が調べた範囲で、せいぜい市町村にあるのはベータマックス、中には2分の1のオープンリールです。この間その話が出て、残っているというのは事実なのです。オープンリールの機械もある。でも再生はできないのです。なぜそうなったかという、どうしても神楽の演目を復活させたい人たちがいて、そのオープンリールの記録の中に入っているはずだ、確か撮ったはずだということは確認しているのですが、でも開けない状態だというのが現実にある。もしそれを開いて見ることができれば、そこで演目の復活が可能になるわけです。そういう事例を聞いたり、各保存の状態の現状を見ると、今記録しているのは手がかりがあるのですが、古いものに関しては手がかりがないのです。時が経てば経つほど薄れていってしまう気がするのです。取りあえず何があるのかの確認と、それをデータベース化する、せめて県単位ぐらいでやればいいのかと思います。

急ぐ素材というものも、中にはあると思います。1年でどうにかなるということではないと思いますが、この数年の間にやらなければ消滅する記録物が、調べてみるとあるのではないかという危惧はあります。そういう意味で、方法論については、これから民俗芸能学会、文化庁、そういうことに携わる人も含めて、研究会を開いて詰めていかなければなら

ないと思います。技術的な提案はいくらも出てくると思います。

三上芳範（神奈川県民俗芸能保存協会） 私は小田原市の文化財保護課におりまして、民俗芸能を昨年まで担当しておりました。実際に古いデータが幾つかありまして、そういったものをエクセルなどで一覧化しておくとか、小田原市以外で、県や団体独自に持っているものもあるかもしれない、そういうものを一緒に管理する、小田原市でそれができかなという気がしないわけでもない。そんなものでもかまわないということでしょうか。それとも公文書館という形のもので、マスターテープやコピーを整理する施設を持った方が、行く行くはいいのだろうと思うのですが、そういったものでも急がれるということなのか、そこのところを知りたかったのです。

細見 私の考えでは市単位で残されるのなら、ネットワークで検索でき、誰でもが活用できる。基本的には映像というのはオープンにして、著作権・プライバシーの問題もありますが、その辺がクリアできれば小田原市の条文の中に入り込んで検索することもできる、というシステムがあってもいいのではないかと。具体的にはわかりませんが、そういう形でやっていければ、別に公文書館という大きい形にしなくてもいいのではないかと思います。

司会 相模原市の柳川雅史さんから映像関係の方どなたでもということ。「民俗芸能等の無形文化財を映像記録する場合、その形態、様式の記録も重要であるが、伝承者の精神性にも注目しなければならないと思う。以前、漁師の古式漁法の記録を試みたことがあるが、獲物がかかったかどうかは長年の勘でわかると言われた、この勘を映像に収めようとしたが、結局その時は台詞で表現するしかなかった。今後、映像記録を予定している自治体担当者などのためのアドバイスとして、映像関係のみなさんは、この点をどのようにお考えですか。また、このような場合、何か効果的な方法はあるのでしょうか」という質問です。

細見 心の問題を撮るのはなかなか難しい。我々が撮るのは現象というか目に見えている部分で、その部分で例えば何かを待っている緊張感であるとか、そういうものをじっとおさえて、そこからにじみ出てくればいいのですが。舞にしろ、間をだらんと表情なくやっているのが実は緊張感があるのだとか、そういう問題など表現できない部分があります。

そういうものまでは映像というものは追いつかない、一口には言えません。これから勉強の課題です。

阿部 細見さんとほとんど同じです。民俗芸能に関しては、芸能をやっている人たちと話をしたり、そういう中で精神性のある表情など読みとれる場合もある気がするのです。それは解釈の問題ですから何とも言えないのですが、映像の限界はあると思うのです。その対象に対して切り取って、空間だけを見せる。そこから感じられる以上には感じられないのではないかと、それに説明が必要かどうかということは、私はわかりません。普及版みたいなもので、その状況を短いものの中で説明しなければならないこともあるし、説明しなければ後で意味が通じないというのであれば、説明すればいいと思います。説明の必要がなく、その中から感じられるものであれば、特に説明の必要はないと思います。これは山路さんからもご教授受けなければいけないと思いますが、記録というものはドキュメンタリーではない。ドキュメンタリーはそのことを正確に伝えるということですから、どこかに演出が出てくる、演出のないドキュメンタリーは多分ないと思います。その点では記録とドキュメンタリーは別物だろうな、記録性には近いけれども別物だろうと思います。答えになるかどうかわかりませんが、そう思います。

司会 柳川さんいかがですか。

柳川雅史（相模原市教育委員会） ありがとうございます。若干私が危惧したのは、そのような精神性が見え隠れしないと、ただの日本舞踊の教本ビデオみたいになってしまうのではないかと、その辺を危惧いたしましたので、難しいお答えになるのではないかと思いましたが、あえて質問させていただきました。

司会 これも細見さん、阿部さんに板橋区の池田みちよさんからの質問です。箇条書きになっていますので、解釈させていただきますと、「伝承用、公開用、研究用、そういうものに関してどういう映像制作をする必要があるのか。またどのくらいの日程、スケジュール、費用、映像のためのスタッフ、成果品になるまでに要する日数がかかるのか」という質問です。

細見 内容によって一概には言えないのですが、箱根の湯立獅子舞の場合ですと、昨年の4月に話がありまして今年の6月に完成しました。納品はもっと後になったと思います。ですから1年2か月ほどかかっています。経費についてはわかりません。私は演出を担当していたものですから、実は低い予算だったと思うのですが、なるべくそれは聞かないようにしました。

基本的には、私のスタンスでは、現在を記録するというところに重きをおいて、研究用、伝承用のためというのは、それはもちろんそうなのですが、それよりも現在の芸能継承者がどういうふうにその芸能について語れるのか、語ったものを記録するかということです。こちらで注文は出しましたが、ある程度自由に語っていただいて、それを記録した。祭礼の方も克明に記録したということです。その記録を克明な記録にすることによって、それが研究用にも、伝承者の育成にも使えるのではないかと。育成のための教材として作るとなると演じる方々にもかなりプレッシャーがかかることにもなりますし、きれいに演じてくれということではなく、現在できる舞をどのように言葉として表現していけるかということで、記録いたしました。そしてそれをまとめたということです。一般の市民の方々には、そういう映像を見ても余り興味が湧かないということで、一般の市民向けには、ナレーションを入れたり解説を入れて編集をテンポよくやって、従来のテレビ番組に似たような構成になったということです。

阿部 単年度事業ですと4月から3月までなのですが、大体半年しかないのです。半年でやれというのは本当につらいことなのです。3月までに収録してそこで仕上げですから、私はそこで納品するようにしています。それを守ることが大事なので、非常に大変です。ぎりぎりの納品の10日くらい前まで収録があったということもあります。それでも芸能団体の方々も一生懸命ですから、それに答えるということで、それはどういう記録者にとっても大事なことだと思います。

予算も少ないです。600万円くらいしか出ませんし、単年度では最高の額だと思います。単年度では1,000万円にはならない、年間200万円から300万円という額で、3台のカメラを出して5日間やるというのは、それだけで飛んでしまう。それだけ記録予算は低い。短期間でやれということですから、それは延べ人数が必要なのです。それがつらいのです、うちのスタッフだけではできないのです。外部から借りてこなくてはならないので、そこでよけいな予算がかかる。これが時間さえあれば何回も行けばいいのですが、1回で大勢の

スタッフを出さなければならない。我々から言えば、短期間、低予算というのは問題がある。せめて低予算ならば長期間、時間があればと思います。それぞれの事情があるので何とも言えませんが、そういうのが現状です。

現状を記録するという、まずはそれに尽きると思います。それが伝承用としても耐え得る、民俗の記録としても耐え得る、そういうものであればいいと思います。

どなたかがおっしゃいましたが、間違えた部分を残しておかなければもったいない。私もそう感じるのです。どうして間違ったのか、これは演じるものにとっても、重要なポイントのような気がするのです。私はやり直させることもあります。なぜかというと、映像というものは、やっている者にとっては参考資料なのです。民俗芸能は変容すると、学会でもいろいろと叫ばれています。変容するものであって、あくまでもそれを変えないという固定的なものではない。やはりあくまでも参考だ、民俗資料だ、ということでもいいのではないかと思うのです。極端に言うと、何台ものカメラで記録するものではない、例えば1つの行事で、この角度でしか撮れなかったら、来年も撮ればいいではないか、そうしたらまた違う視線で撮れるかもしれない。その時は全く違うものになっているかもしれないけれど、その時は変容というものがどこで起きたかが、民俗の記録にもなるのではないか、記録者にとってはそういう楽しさも一面あります。

司会 次に阿部武司さんから鴨沢神楽に、「伝承用として一般公開しないという方向ですが、今後新たな活用方法は考えていないのでしょうか。資産活用を望む声はないのでしょうか」という質問です。

千葉 事業を始めた当時の考え方として、団体用の伝承用だという位置づけで撮りましたので、公開は考えておりません。どういう撮り方をしたのか、次の事業に続けるとか、他の団体もやってみたいという時の参考としては、当然今までも活用しておりますし、鴨沢神楽の演目なり記録については、記録保存事業でも、例えば市の芸能発表や神楽大会等は全て記録保存しています。一般公開用については、そちらの映像は神楽の方からの許可があればダビングしてお分けするとか、そういう部分も別途やっています。今回初めてやった伝承用のビデオは、本数も多いのですから、他の事業で活用したいという時は、保存会の方の承諾をいただいて活用することも可能性としてはあると思います。教育委員会の一存で決めることはできませんので、保存会のみなさんと協議しながら、今後活用も考えて

いきたいと思います。

司会 鴨沢神楽の関連の質問が幾つか来ています。「教材作りはしていないのか。明治以来の鴨沢の廻り神楽の撮影はしていないのか」という質問が実践女子大中村茂子さんから来ています。

後藤公明（鴨沢神楽） 廻り神楽は、一部は今回の記録保存に残しております。廻り神楽だけを記録保存するというのを今後は考えたいと思いますが、今までは撮っておりません。

千葉 廻り神楽だけでなく、例祭典とか儀礼の部分についても、鴨沢神楽がどういう地域で、活動なり伝承なりをするかということも今回の事業で撮っております。ただし撮影日数の関係で、例祭典などの場合は、朝から夜遅く 9 時 10 時となると、費用の関係がありますので、一連で残したいという場合については一部着手しましたが、そこで収まりきれないものは、調査報告書ということで書き物の方で残してあるということもあります。併せて報告しておきます。

あと教科書用ということですが、神楽の部分についてはまだ着手していません。郷土学習の関係で、鹿踊りや剣舞の、実は今度の学習要領で江刺の鹿踊りが和太鼓ということで教材の副読本にも載ったという関係もありますので、市としても地域に伝わる芸能の PR ビデオ等の作成も検討しています。具体的には、鹿踊りの PR ビデオの作成、だいたい 30 分程度、市の歴史や鹿踊りにはいろんな流派がある等、今年度事業で作る予定にしています。そういうものは公民館、学校、各地域で活用したいと考えていますし、それを今後発展させて、神楽や剣舞その他についてもそういう事業をしたいと郷土芸能連合会の方々と相談を進めているところです。

司会 高知県の高木啓夫さんからの質問です。お答えいただきたい方はどなたでもいいということです。「後継者育成の目的も含めて、日常演じられていない全演目の舞・所作を記録したい。この場合、1 カメラ固定撮影方式で問題ありませんか。コストは 60 分につき、という言い方をすると、どのくらいの予算が考えられますか」という質問です。具体的に事業を考えられている前提の質問かと思います。やはり映像現場の方がいいかと思いますので、細見さん、阿部さん、お二人にお願いします。

阿部 一台のカメラを出して、スタッフを付けると大体 3 人が必要なのです。それが移動のため車が付いて、1 日 8 時間程度で 10 万円から 15 万円の間を考えた方がいい。いろいろ今のご時世ですから、値段が上がったり下がったりしている。機材を 1 ランク下げるともう少し安くなる。人数を減らせばもっと安くなる。そういう変動があります。東京では良く分かりません。私どもの岩手県の場合です。台数が増えていくと、必ずしもその値段の延長ではないという場合もあります。3 台カメラを出して 30 万円で収まるとか、それは業者ですから検討の余地はありますね。

それと、ものによっては 1 台のカメラでいいのではないかという場合もあります。どうしても 3 台なくてはならないと、それが記録対象のものによって判断した方がいい。それが記録の手法だと決める必要はないし、それはどこにも根拠はないと思います。

予算立てというのは、技術的にはそうですし、そこに演出家が出てきて、その人がいくら取るのか私もわからないので、その予算が出てきますし、事前に調査が必要であればその費用が要ります。そうやって積み重ねていかないと予算立てはできません。その記録の規模によって決まってくる。そういうのは業者に見積もりを作らせて概算を出していくしか、方法論はないと思います。

司会 ノンフィクションチャンネルの中薮規正さんからの質問です。「現在自治体への納品は D2 またはベータカム SP の納品が主流かと思いますが、東京キー局の機器選択から考えると、D2 は近い将来、デジタルベータカムに変わっていくと思います。10 年とたたずに D2 の再生が不自由になるということも十分考えられますが、将来を考えての技術情報の共有化など、行政、プロダクション、それぞれ、どのようにお考えになりますか」ということです。阿部さん、いかがですか。

阿部 我々放送の方の仕事もしておりますから、納品は D2 ということになります。確かにデジタル化の流れの中で D2 はなくなっていく。あれほど全国共通のやりとりのものだったのが 20 年足らずでなくなる、こういうのが日本の技術界の現状なのです。やはり最低限デジタルベータカムを残すと言っても、それが本当かどうかわからない。記録者としては何で残しておけばいいのかが悩みの種で、最低限ここでということ、将来的に変換したりできるというもので残しておく必要がある。今の時点で長期間、例えば 20 年後に変わってい

くだろうという前提で考えると、今のデジタル技術で、ある程度質の保てるフォーマットで各自が保存しておく。それをいつか 1 元化できる時代になった時に、それでフォーマット変換していくより方法はないのではないか。これは国の施策にも関わっていくことだと思うのだけれど、映像財産の共有化ということも視野に入れて、いろんなところから声を挙げていく必要があるのではないか。メーカー任せではもっともっといいものになっていくと同時に、扱いにくいものになっていく可能性もある気がします。

司会 かなり全般にわたる大きなテーマで 2 つ質問がきています。これは総合討議の中でやりたいと思うのですが、1 つは、「映像作成がはらんでいるマイナス面について」という問題提起があります。これは千葉県の小林稔さんからの質問です。

もう 1 つは大きなテーマとして、「できあがった記録を広く公開する、活用の方法」という、これも問題提起でして、滋賀県の福持昌之さん、板橋区の池田みちよさんのご質問に含まれるものです。この 2 つは、総合討議の中で具体的に展開したいと思います。

それではこれから総合討議に移りたいと思います。今回はコメンテーターとして民俗芸能学会代表理事の山路興造先生、文化庁の樋口調査官にお越しいただいております。ではまずお二人から今朝からの事例発表、質疑応答等について、参考意見を含めてお話をいただきたいと思います。

山路興造（民俗芸能学会） 1 つは、芸能というのは時代と共に変化する、これは先程も言っていました、これが基本だと思うのです。なぜ記録をするのか、これは変化してしまう恐れのあるものを取りあえず現在の時点で残しておく。記録の意味はまずそこにあると思うのです。一番重要なのは、記録目的の明確化で、今のお話の中でもいろんな形の記録が出てきましたが、大部それが混乱している。例えばそれが普及啓発版のビデオというものは、あれは僕は記録だと思っていない。あれは少なくとも啓発ビデオであって、記録映像の副産物として現在の人へのある意味での還元であって、現在の人に周知するため 10 分か 15 分で解説を入れたもの。これはこれでいいと思うのですが、今我々が記録ということで問題にしているのは、あの映像ではないと思うのです。あれはあくまでも、広報の人が作ってもいいものであって、より内容的に充実したものであれば、文化財法から関わる必要があるけれども、取りあえず文化財法から関わるものといったら、あれ以外のものだと思うのです。それでは何のために記録するのかというと、後世の人のために記録を残す。

例えば先程の鴨沢神楽の話聞いても、実に目的が明確です。後継者養成、地元の保存会の人のために相当なお金をかけてきちんとした記録を作った。それに対して保存会の方も精一杯の協力をしている。というよりも、自分たちのためだということできちんと記録をしている。これは非常に目的が明確である。

ただそれに対して、公開しないのかなどと、いろんな質問が出て来ているのも事実です。例えば箱根の獅子舞の場合は、僕に言わせると、若干目的があやふやなのです。裸になつての演技などをやっているの、それは後世のため、記録伝承のための映像として使えるけれども、先程滋賀県の長谷川さんが言っていたように、2台のカメラであれだけ撮ったのならば、あれが全てがきちんとした形で記録されているのかどうか不安がある。例えば塩をまくところが出てこなかったりする。やはりあれだけ撮るのであれば、2台では到底、僕らの感覚では足りないのです。そう意味では、やはり完全記録とは言えないのではないかと思います。

では何のために記録するのかというと、将来なくなった場合、復活可能の記録をしなければならぬ。ただし芸能の場合は、誰もわからないものを復活しようとしても、記録映像だけでは基本的に無理がある。ある程度昔やったことがある人が、その映像記録を参考にしながら復活することはできても、芸能そのものが全然なくなったところに映像だけで復活できるものを作ろうと思っても、なかなか難しい面もある。取りあえず、将来なくなったり途絶えたりした時に、復活の手だてになるだけの記録をしておきたいというのが、記録の基本理念かなという気がするのです。

もう1つは全てがなくなった場合に、その実態を後世に残す。例えば我々が今文書によって、或いは絵画資料によって、古い芸能の記録を見ることができる。将来はそういう映像記録によって、より具体的な姿を知ることができる。復活は出来ないかもしれないが、そういう点では、民衆が作りだした芸能というものが、映像によって後世に伝わる。これは意味があることです。その場合にドキュメンタリー的なものでも、15分ものでも、それはしょうがないかなと思うのですが、それは次善の策であって、本来は完全な形のものが将来に残っていくのが重要なことだと思う。

それから、伝習の補助手段として映像を使う。尾口のでくまわしの方が、肝心の記録の方を見せてもらえなかったの、どういう形で使えるのかなと思いますが、4台のカメラでそれぞれを統合しないで4本別々に作っているのであれば、これは見せることが目的ではなく、伝習の手段として記録をしているのだなと思います。それも1つの記録としてあり

得るのかなという気もします。

無形文化財の記録というのは、基本的に芸能の記録と行事の記録は、手法が違うと思うのです。例えば鴨沢神楽は芸能記録を作っている。芸能をきちっとした形で、今 1 台のカメラでいいという話がちょっと出ましたが、基本的には不可能で、例えば囃子方と舞の関係がきちっと入れればいいけれども、それは難しい点があるし、横、後ろ側の演技もあるので、基本カメラは 1 台でもいいが、補助的なカメラは何台かによって芸能記録はしていかなければならない。

行事記録の場合はそうはいかない。ある程度はドキュメンタリータッチで、あくまでも完全な形の記録になるのは非常に難しい。箱根の獅子舞の記録は、どちらかという行事記録として撮っているのかなと思います。いずれにしても要所要所だけを記録していかなければいけない。あの中に見物の顔が出てきたのですが、もし記録というのであれば、僕は見物はいらないと思う。そここの甘さというか、何のために作っているのかというこの目的がわからなくなるというところがあるな、と思います。

芸能の記録の場合は、芸能の周辺記録はぜひ必要だと思います。復元をするということが目的であれば、小道具の作り方、衣装の着せ方。この衣装の着せ方をきちっとやったところがありましたが、ああいう形で、後の人たちが細かい、例えば下着の部分はどうなっているのかをやっておかないとわからなくなるから、その点ではきちっとやらなければいけない。装置という言葉を使いましたが、装置ではなく、例えば舞台の作り方とかさまざまなものも含めて、これは全部記録しておく。これは将来になくなった場合の復活するものとしては、記録しておかなければならない。これは公開はしないで保存を目的としていいのではないか。

先程言ったように、行事記録の場合は手法が異なる。全部が全部細かいところを何十台のカメラを使って全部追えば別ですが、これは不可能なことから、要所要所を現代の祭り、行事として後世に伝える記録でしかあり得ない。それは行事記録の場合はやむを得ないのではないかと、思います。

入札の問題が出ていますが、実は記録を作る場合重要な問題で、やはりある程度わかっているプロデューサーがいるか、さもなければ、発注者の方で、目的にしる手段にしるきちっとわかっているか、或いは演出のできる民俗芸能のわかっている人を各県内に育てるか、いずれかでなければなりません。撮る人も普通の入札だと、これはお金をどぶに捨てているのではないかと、思うようなものが結構あります。これは何らかの形で業者を育

てながら、業者と共に、そのところの芸能記録を作っていくということが必要です。これは文化財に対する姿勢です。あくまでも行政の方の経済的云々、透明にするとかの問題ではなく、文化財とは何か、文化財の記録とは何かということの根本に関わることで、ぜひともこれは専門の、そういう姿勢のとれる業者を作っていかなければいけないし、業者の方もそれに乗じてもうけるというのではなく、今日お話を聞いているとみなさん身銭切ってもやって下さる方ですから、そういう方々とうまく組み合わせをとりながら、将来のためにやっていく、そういう業者もたくさんあると思いますから信用していいと思います。行政の態度としては、毅然として、これは随意契約でなくてはできません、と言えるだけの理論武装と情熱は、どうしても欲しいなと思います。

ただ文化財保護課とか、そういうところが映像を取るのとは間違っていると思うのです。なぜかという、行政は保存機能がありません。先程から撮った方が言っているように、納入しても将来どこにいつてしまうのか、それがどういう形で保存されているのか、非常に不安です。行政はあくまでもこれは行政機構であって、保存機関でもなければ、映像のプロデューサーを専門に育てる機関でもないのです。一体どこが取ればいいのかというと、この10年で非常にたくさんできた地方の地域博物館、資料館が、本来はその地域の有形文化財を管理・収蔵するのと同じ気持ちで、無形文化財を収蔵して欲しいのです。有形無形も同じだと思うので、その博物館学のなかで、こういう映像プロデュースのできるような人たちを育てる。行政の場合は3年で変わってしまう、2年でどうとかが多いですからそういう人を信用することができないので、変わらないところ、ある程度の専門家が育てられるところ、それに加えて郷土というものに情熱を持っている人がいるところ、これは地域にたくさんできた博物館であり資料館です。そこが行政の文化財保護課と連携しながら、その専門家たちが地域の無形文化財を記録にとって収蔵していく。その中で時々展示をする。この展示の仕方は、5分間に編集してもいいし、場合によってはその一部を使ってもいいし、それは学芸員の自由な裁量でやっていけばいいのです。基のテープを含めて、鴨沢の場合は保存会に渡していると言いましたが、同時に地域博物館がきちっと保存をする機能を作る。それを行政は国との橋渡しとか、いろんな形で作らせて、そこにお金が行くように、専門の人たちがいい郷土の文化財を博物館・資料館に収蔵できるように手助けをしてあげる。僕はそれが行政の仕事だと思うのです。今は行政のところ、文化庁も含めて、撮ったものが集まってくる。行政の文化財保護課というところは保存する機能はない。だから人が変わるとどこへ行ったかわからない。どういう形で保存されているかわからな

い。賢い文化財保護課の人たちは、それを取りあえずダビングして、保存機能のあるところに渡しているところもあるでしょうが、なかなかそこまではしていない。ならばいつそのこと文化財保護課の役目を考え直して、地域博物館・資料館を中心にして、そこで映像の専門家を育てる。それが業者と組んで、よりよい地域の無形文化財の収納をする、それは、有形文化財を収納するのと同じ方式でやっていくべきではないかと思います。

司会 樋口調査官、お願いします。

樋口 今、隣で聞いていて耳が痛かったのですが、私も昨年の11月まで、神奈川県生涯学習文化財課に足かけ6年いました。こういった映像を作った経験があったので、今回主任に代わって私をとのご指名でしたので、その経験をお話してご紹介に変えたいと思います。

12年度の補正予算を4,000万円ほどいただきまして、走り始めたのはいいのですが、調査を十分掛けた上で撮るといことがあったところをはしょってしまって、余りいい例ではないのですが反省を込めてご紹介します。

先程も入札の話がでましたが、これは質が担保できないところがあります。また、6本作ることを、入札に掛けますと余ってくる。これは文化庁の宮田さんに相談して、方針が変わらなければ数を作っているいいということで、結果9本になってしまったのです。補正予算ですから1・2・3月で作らなければならない。それができるかということになったのですが、繰り越しがあるだろうという予想の基で始めました。結果、1年延びました。行政の中というのは慎重論と積極論が両方いまして、文化庁がGOを出したからといって走れるといえとは判断しない人がいるのです。財務省会計検査院があって、行政の方はご存じだと思いますが、そこからだめを出されたら責任は都道府県にあるのです。そういったことでブレーキがかかったり、明確な判断が出せるような入札を、ということになったりして、これが大変でした。そういったわけで、細見さんの方の発表がやり難いという話だったのは、そういった背景があります。一遍に9本、同時に走っているわけです。保存会の方々に説明して、収録のお願いをして、会社に一緒に付いて行って説明をするというのが、かなり大変な作業になります。

普及啓発版を20分程度のものを1本、後世の人が芸能が絶えた時に復活できるような、なるべくそれに近いようなものを作っていたらと、みなさんのために作らせていた

だきたいという形をお願いしました。ほとんどのところがお断りなく順調に撮れたのですが、先程も言ったような状態で、予算は各会社とも厳しくなってしまったということもあります。それを保管するためにペーパーの報告書も十分に付けていただくということをお願いしました。結果、できあがってきたものは相当数になるわけです。1つの芸能に対して2・3時間のものが普通で、あと普及啓発版があります。

これをどこに配ったかという、まず保存会、地元の教育委員会に協力いただいたのでそこに収める。一番大きいのは県の公文書館、そこはマスターもいただいてありましたので、神奈川県資料として収めていただきました。あとは図書館、博物館、それから補助をいただいた文化庁という形で収めてあります。かなり乱暴な記録作成だったので、審議の先生にも3人ほど来ていただいて、3つずつ受け持っていていただき張り付いていただいて、かなりご迷惑を掛けています。手が回らないという反省がありましたので、できるならば1つのことに対して準備を十分して、それを基に映像を作るというのがいいのだろうなという感想を持っています。

司会 今、山路先生、樋口調査官にお話の中でも出てきたテーマがあると思います。その前に、今日は映像記録作成というのは有効であるという前提の会なのですが、質問の中に1つ、そう諸手をあげていいのか、というのがあります。千葉県の小林稔さんからのご質問です。「伝承者育成のための記録作成という事業がはらんでいる危険性、マイナス面も考えるべきではないか。どう考えたらいいのか教えて欲しい。民俗本来が持ち伝えてきた口伝その他の伝承行為が、映像という媒体によって完全マニュアル化するという恐れがあると思われるが、それを押し進める方向がいいかどうか、参考にご意見をいただきたい」。

精神性というお話も出てくるのかと思いますが、今回のお招きしたスピーカーの特徴として、映像制作現場でご活躍の方、実際に芸能を演じられる立場の保存会の関係者を呼んでおります。先程の発表の中では保存会の鴨沢の方も尾口の方も、非常にこの事業は有意義であったとおっしゃっているわけですが、これが長い目で見た場合に何か危惧される点があるのかどうかということ、最初にお話しいただければと思います。横に事業者の行政の方がいらっしゃいますので言い難い面もあるかもしれませんが、何かこういうふうに使わなければまずいのかなということがあれば、演者の立場で一言ずつお話しいただければと思います。

道下甚一（東二口文弥人形浄瑠璃） 全くありません。

後藤（鴨沢神楽） 私どもは、国、村にお願いして撮っていただいたので、まだそこまでは考えておりません。現在はそのビデオをダビングして、継承のために一生懸命頑張っているということで、今子どもたちが現場を離れても、そのテープを見ればできるようということで制作したもので、将来どんなふうに使われるかということまでは考えておりません。

司会 コーディネーターの質問の振り方がまずかったのかもしれません。山路先生のコメントの、全く絶えたものを映像だけで復活できるものを作るのは難しいだろう、昔やっていた人がいて、しばらく絶えたものを復活の補助として、に関連して、今のことで何かお話し下さい。

山路 芸能や伝統のものは手から手へが基本であって、人間から人間というのが伝承の基本なのです。そここのところに機械とかフィルムなどの余計なものが入ってくると、本当の意味での継承にならないのです。だから、そのマイナス面は当然あると思います。先程言ったのは、芸能が全部途絶えてしまって、新しく復活しようと思った場合は、それは復活と言っても伝統の途絶えた復活なのです。本当の意味での伝承は、機械を通さない、人から人へであって、映像というのは補助的手段である、あくまでも人間から人間に伝わっていかないといけない、ということの基本を押さえなければならぬ。映像に頼ってはいけないので、きちっとわかって欲しい。やっている人たちはわかっていると思うのです。人間から人間へというのが基本でしょうね。

司会 今回の設定も、非常に充実した記録を作られて、それが伝承用として有効であろうと考えまして、2団体に来ていただきました。あくまでも映像は、こうやって伝えていらっしゃる方々のツールという立場で、私ども研究所も考えています。そういう前提での討議を進めたいというふうに思います。

もう1つ、できたものの保存・管理・公開といった問題です。江刺市と尾口村の行政担当の方が来ていらっしゃいますので、今回作られた記録の保管状況、先程保存会にマスターをとという話もありましたが、素材の映像自体はどうしているのか、著作権の関係、将来

の活用の可能性を一言ずつお話しさせていただきたいと思います。

千葉 成果品については、教育委員会、文化庁、保存会に納品しました。今回はあくまでも啓発、PR用ではないということで、保存をし、その後将来的にも活用していくという位置付けで考えています。その他、PR・啓発用の別目的で撮っているビデオがありますので、それについては公民館、小・中学校、図書館等に置きながら、地域の郷土学習に役立てていただくという考え方で公開しています。

保管方法については、私は現在図書館の方の設計業務を担当していますが、現在は全部手作業で、市にどんな本があるかわからない現状で、今年度から図書のデータベース作業を進めています。その中で、古文書や郷土資料など、各課、教育委員会でこれまで持っていたビデオ、CD等も再生利用し、データベース管理ができないかということを検討しております。

今までは特別な管理場所がないので、湿度が高かったり、日光に当たったりということがありました。今度新しく建てる図書館は、ある程度保存についても整備した新しい建物になりますので、そこに一括整理しておきたいということも現在検討しています。そういうことで、現在16年度の新しい施設の建設を設計している状況です。

この機会に先程のマイナス面についてお話ししておきたいのですが、今回の鴨沢神楽については概ねよかったのですが、鹿踊りに付きましては、当初後継者がいなくて衰退し、伝承者がいない団体も増えまして、それを復活・再生させるのに苦労しました。今度は全国的にPRして、東京等に行って演じるようになって、一部の方からは郷土芸能ではなく、公演をするような団体になったのではないかとと言われて、逆にジレンマも生まれてくる。そういう面では啓発ばかりしていくと、マイナス的な、そういうのがいやな踊り手さんもいるので、我々もそういう面で配慮して行きたいなと考えています。鹿踊りに付いても、1,000人で踊る場面などは、若い踊り手さんはややもすると踊りに気を使わないで、太鼓だけ、頭を下げるところだけ合っていればいいということもありました。記録保存をすることによって、再度踊りのチェックをする、正しい伝承の仕方をもう1回真剣に練習した、というプラスの面もあります。要はどういう目的で記録を取り、活用をするかという、前段に目的を持ってこういう事業に取り組めば、いい効果がでるのではないかと、この2年間取り組んで感じたところです。

道下 尾口村の成果品の配布先ですが、文化庁、石川県の民俗資料館、県立図書館、保存会、教育委員会です。教育委員会の保管場所は、私どもの建物も古く湿気等もありますので、現在テープは収入役の保管室にあります。

ビデオの活用については、作った目的は後世に残す継承のための記録作成だと自負していますので、その目的で事業に取りかかっています。

資料館へ 1 本いただいています。山路先生が先程おっしゃいましたが、私も大変気にしていますが、20 年以上前にカセットテープに浄瑠璃を吹き込んで、収録時間も書いて資料館に保管してあったのですが、1 本 2 本と持ち出して、なくなってしまいました。今回も MD で撮ったのですが、なくなったら大変だと思って自分の家にとって置いたのですが、大変気を使っております。今度新しい建物になりまして、我々は 2 階で演じていて、下の方が保存庫になっていますので、そこに保管し、鉄庫を買いまして、鍵をかけて入れることにしました。ビデオと資料、今までの人形浄瑠璃の本を入れまして、私しか鍵を持っていない、ダビングしたい人は私が監督の上でということにしています。それが正しいか悪いかわかりませんが、以前に教育委員会からお金をいただいて撮ったものがそういうことになったので、今度はそういうことがないようにしています。

司会 公開の手段ですが、研究者サイド、民俗芸能に興味を持っている方々、行政の主体、補助の元に行くのはわかるのですが、それ以外の他地域の方がなかなか見る機会がない。今回滋賀県の福持昌之さんのご意見に、「例えば DVD のデジタルならば希望者にコピーして配布できないものか」というのがありました。これは現実問題として厳しいものがありますが、例えば現在、国の補助事業で作った映像記録の成果物の個数についての決まりがあるのでしょうか。樋口さん、いかがでしょうか。

樋口 300 部ということをお願いしているはずですが、どういうことからその部数になったのか、私は承知していませんが、全国の都道府県に同じレベルで仕事をしている人に配った後、研究者に配るには少ない数です。その点が不明なので、考えていかなければならないと思うのですが、宮田さん、いかがですか。

司会 300 という数が報告書を作成する際の基本になっていて、それに準じた形で映像記録の本数も準用されているのが現状のようです。本の場合も図書館で報告書を調べるのが難

しい、行政報告書の情報がないということがある。映像などの場合も、どこへ行けば見られるのかが問題で、先程のデータベースの話になるのですが、せっかく保存会の方々、地元の行政、映像制作の方々が協力していい記録ができて、なかなかそれが目に触れる機会がない。一般普及用というのは目に触れやすいのですが、それは民俗芸能に本当に興味のある方にとっては食い足りない映像であるわけで、その基のものがぜひ見たいという欲求がこれからも出て来るであろうと思います。そうした場合に、我々研究所がその役割を担えればと昨年も申し上げた気がするのですが、その後文化庁からの具体的な進展がありませんので、今年も同じことを申し上げます。ぜひとも関係省庁と協力して、今後この芸能部が、そういう所在のデータに関してはみなさんに提供できる体制を作っていきたい、文化庁の協力をぜひお願いしたいとこの場をお借りして思います。

アンケート用紙の中に 1 つ質問がまざれ込んでいましたので、京都市の村上忠喜さんからの質問をさせていただきます。制作サイドの細見さん、阿部さんに関して、「これまで特にこれとは思われた施主側の要求や、或いは のように撮ればいいと、理想例と考えられるようなことがあれば教えて下さい」。これは、というのが、よい意味で、と書いてありますので、こんなふうにいるいろいろ考えてくれる事業者側もいるのか、という意味かと思えます。あえて私が付け加えますと、これはというのを、いい意味、悪い意味両方で教えていただければ参考になると思いますが、お話しいただけないでしょうか。

阿部 私も大部事業をやりましたが、ほとんどお任せなのです。ですから、我々の方で調査して芸能団体とやりとりしております。それでまともな記録ができたので、それはそれでいいと思うのですが、受けた業者側の姿勢が問われるのではないのでしょうか。あえて何も注文付けられずに、あなたのやりたいように記録を作って下さいというのも、いい話だなと思います。ただ入札の場合はそういうことは難しいのではないかと思います。長い経験があるからこそできるので、そうでないとできません。今までは行政側から来るのは、漠然とした、この芸能記録を作って欲しいということで、こんなような内容でやったらどうでしょうか、ということで、いいですね、と言って GO になる。ですからはっきり言って文化財、特に民俗芸能について良くわからない担当の方がそう言われても大変だと思います。だから、私はそれで良かったのですが、ある業者によっては悪いかもしれません。

もう 1 つ、私の失敗例ではないのですが、記録した団体が消滅してしまった例があります。やるだけのことはやった、この時我々が頑張ったのですが、現実には神楽団体がほと

んど活動しなくなってしまった。たまたまいろんなところで会うのですが、どうしたのか聞いたら、いま子どもたちに学校で教えていると言っていました。そこに情熱を傾けている。地域での神楽団体としての活動はほとんどしていないような状態になった。そういうものもあります。だからなかなか難しいです。我々は記録する立場ですから、普及の部分でも、いかに地域にとって大切な芸能であったかということなど、いろいろな記録を含めて地域挙げてのものにと、その事業では盛り上がったのですが、それで終わってしまったというのがあります。

山路 阿部さんのところだからいいのですが、そうでないところに丸投げする例が本当に多いのです。あまり民俗芸能のことを良くわかっていないテレビ系のところなどへ行ってしまう。行政としては形になればそれでいい、というところが大半で、実は今日来て欲しいのは、こういうところの業者に来て欲しいのです。ここに来ているのはわかっている人たちで、そういう意味で悔しい思いをしているのです。そういうところの人に行政でお金を出して撮らせるのが間違いで、先程言ったように、資料館や博物館で長い目を掛けて専門家を育てると言っているのです。そういう人と地元のわかっている業者と、早急にこの両方をうまく育てていかないと、本当の意味での記録はなかなか無理なのだと思います。その辺は行政の上の方にわかってもらいたい。ただお金を出せば記録ができるというものではない、文化とはそういうものではない、ということを一からやっていかないと、根気よくいろんな人たちがやっていかないと、こういうものはできないのではないかという気がするのです。

先程話の出た、尾口のでくまわしの啓発ビデオを見ていて、びっくりしたのです。尾口の1番中心は人形であり、もう1つは文弥節ではないですか。その文弥節が消えているのです。話の筋だけがナレーションでできている。あれは発注主も作った側も含めて、民俗芸能がわかっているのかな、と思ってしまう。あそこは文弥節をきちんと聞かせてあげないと、啓発と言っても、ああいう映像では意味がないのではないかという気が強くいたしました。

ビデオをしまっておいては、なくならないかもしれないが、10年ぐらいでビデオ自体が駄目になりますから、その辺の研究もしなければいけないと思います。

司会 大部時間が迫って参りましたので、会場からのご意見もうかがいたいと思います。

今までの事例発表、質疑応答を含めて、手短に何かありますか。

高木啓夫（高知県） 3年間でふるさと文化再生事業を担当しました。その中で今年から来年に掛けて、30点の映像作成、概算が1,100万円です。各地教育委員会から上がってくる費用を見ますと、同じ規模の神楽でありながら、一方は30万円、一方は60万円となっている。こうなるとどなたかのご意見を聞きたくて、先程質問を出したわけです。

ふるさと再生事業は、高知県は3年間、来年度で終わりですが、後も全国的に続けて各県にわたっていくものですか。

樋口 ふるさと文化再興事業のことかと思うのですが、これは各都道府県に1ないし2の拠点地域をお願いして、およそ3年間にわたって事業を展開していただいております。この事業が、何かの都合で倒れない限り同じ県内の別の拠点地域を設け、そちらに実行委員会を移して新たに3年間事業を計画していく、という展開で、次々と県内を回っていただくという形で構想しております。他の県に行くということはありません。また次回計画を立てていただくという形になります。

山内登貴夫（映像作家） 朝からうかがっておりました感想です。ここは元国立文化財研究所で、そういうところの討議ですから、今はやりのグローバルスタンダードというのがありますが、民俗芸能をやるとすれば、地域スタンダード、映像制作に関してもそれが必要ではないかと思うのです。今日ご発言の人の様子は、全てスタンダードに果たしてなっていくのだろうか、ここにいる人たちもそれが知りたいのではないかと、思うのです、地域の人たちですから。

山路さんの言われたことは非常に明解なのですが、その中で、民俗芸能そのものの伝承が、まだいろんな考え方があるのにも関わらず、映像でそれを記録していくのは、私自身映像制作を担当していますが、非常に難しいものがある。私は地域を指導していく時に、正しい収集、正しい保存、正しい公開をキーワードにしているのですが、それはこの研究所ができる時の3つの柱だったと思うのです。それを踏まえて考えれば、芸能に関しても映像制作に関しても、そのプロデューサーが非常に重要だと思うのです。その人たちが、最初に調査をして、それから共同研究、同じような芸能を持っている地域が共同して研究をしていく。映像制作は新事業開発と私は考えていますが、それがその後やるべきだと

思います。それが今地方自治体は、最初に映像記録から始めるからいろんな問題が出てくるのだと思います。例えば東北の方がおっしゃっているように、予算に関してもまちまちだし、官と民との関係から言いますと、非常に較差が出てきます。そこには映像制作者の価値観などは全く入ってきません。映像制作者によって、それが10倍になる可能性もあるのです。これからこういう会議を通じてスタンダードに考えていく方法を探っていただければ、解決は出てくるのだと思いました。

司会 昨年に引き続いて、今回記録作成の映像を設定してやったわけですが、そういうスタンダードというのは良くないというご意見の方もいるわけですが、何らかの指針というか標準形が模索できないか、という意図は持っています。この意味で、この協議会が少しずつ前進させる起爆剤になればと思います。

中村茂子（実践女子大学） 阿部さんのお話の中で、技術者の養成をしていきたいとおっしゃったのですが、今、山内さんがおっしゃったような、行政、伝承者、研究者を巻き込んだ映像を撮る場合の下準備のできる人を養成することが大切なことだと思うのです。技術者の意味の中にそういうことをお考えになったのかどうか、ということがうかがえればと思います。

阿部 テレビカメラを回せる技術者はいくらでも養成されてくるのですが、地方にとって現実は大変なことなのです。特に民俗芸能、民俗行事の記録できる技術者となると、厳選されてきますし、興味がないとだめなのです。テレビ技術者養成学校は東京にはたくさんありますが、そういうところはそういう手法で初めから教えますから。例えば、思い詰めたような顔はずーっとクロ・ズアップで写すというような。我々は引いていると言うのですが、そういうところは教育養成の段階から手法論というのが出ているのです。私自身テレビカメラを習ったわけではなく、岩手にいて、いつの間にかこうなった人間で、やはりテレビの中で育ってはきましたが、民俗芸能に触れて、この世界はテレビではないな、と思って方法論も出てきました。好きになったから方法論も出てきたということなのです。ですから、ある意味でのマニュアルも必要だとは思っています。また、たくさんいるカメラマンに対してはマニュアルでしか指導できないとは思っています。だから、記録事業が必要だと思われた時に、養成事業、民俗芸能の記録とは何なのかというレクチャーというのが、

プロダクションのカメラマン、技術者や演出家にあってもいいのではないかと思います。それがあれば、どこかで小耳にでも挟んでいれば、そういう時に気が付いたカメラワークができるのではないかと、失敗の連続にならないのではないかと、思ってそういう話をしました。

司会 大島さん、ご質問をどうぞ。

大島暁雄（文化庁） 山路さんにお話をしたいと思いました。保存の問題を考えた時に、行政機関に映像記録を置くのは危ないというのは、全くその通りです。お話の中で気になりましたのは、窓口業務と制作の手法、制作後の成果品の保管場所の 3 つは、分けて考えた方がいいのではないかと。行政機関が全てまずいわけではなく、記録作成をする時の窓口業務としては十分果たし得るのであって、制作の手法のところから博物館や資料館などが積極的に加わって、最終的に活用の方が博物館や資料館ということはいいと思うのです。それを一緒に考えて、行政機関が記録作成をやるべきではないと言われると、話の趣旨が変わってしまうという気がいたしましたので、蛇足ながらお話ししました。

山路 今おっしゃったとおりで、無形文化課が無形文化財を保護し記録する窓口ですから、確かにお金を取ってきたり配ったりをしなければいけないのですが、ただ文化庁の場合は専門家がいるわけです。地方に行きますと、専門家がいるところと、いなくて1・2年でどんどん変わってしまうところと、いろいろなところがあります。僕の回りの近畿地方は、京都市までの段階は民俗の専門家が多いけれど、それは例外的で、基本的にはどんどん変わってしまう。このことに何時も腹を立てています。そういうことでああいう発想が出てきたわけで、保護の窓口、記録の窓口は文化庁、行政でやっていただく。具体的な話の場合には、各地域の専門家、技術の専門家、プロデューサーの専門家のような、きちっとわかっている人を、博物館・地域資料館の中で学芸員の 1 人として育てていくことがいいのではないかと。文化庁が全部手を引くのではなく、地域の都道府県・市町村のありようです。ただ、文化庁は保管機関ではなく、みんな文化庁に渡したらそれでちゃんと保管してもらっているという話がこの中からも出てきましたが、実は文化庁でもどういう保管をしているかわからない。そういうものは、文化財研究所等のようなところにきちっと送るケースを作ってくれ、と僕は盛んに言っている。みなさんの方は文化庁に送ったら取りあえず大

丈夫とっていますが、そうでない部分もある。

もう1つ言っておきたいのは、映像記録は万能ではないということです。映像記録も1つの手段です。確かに具体性を持っています。これまでは言葉で記録する以外方法がなかったから、言葉で記録しているのです。ビデオが出てきた時に、若い頃にこれがあればと悔やまれた。今はこの映像記録がある。だからと言って、芸能において映像記録が万能かという、そういうことはない。先に報告書を出して、それを中心にして今度は映像記録を作る。映像記録を出す時には、報告書のほかに研究会を作ってもらって、地域の研究者、撮るカメラマンも含んで、この芸能の意味は何だと、1回でも2回でもきちんとした研究会を開いてもらう。その研究会を開いて撮った映像と開かないで撮った映像は、全然違うものになる。さっきお話を聞くと、4月に決済で5月に撮らなければいけないということで、そんな中でいい映像は撮れるわけがない。その辺を、過程を含めて、我々民俗芸能研究者も勉強しながら、地域と共にあって、まずカメラマン、演出家を含めての研究会が必要です。何を撮るのかを徹底させる。そこで中心になるのは保存会の人たちであり、その人たちに映像を作る場合の意味をわかってもらう。そういう事前のことをきちっとやらない記録というのは、やはりお金のむだ遣いをしている部分もあるのではないかという気がしています。

司会 定刻を過ぎていきますので、最後にお1人いかがでしょうか。

福持昌之（滋賀県） 先程データベースとか保存・利用について質問しましたが、宮田さんも言われたように、データベースをこの研究所で作っていきたいというお話もありました。提案なのですが、今後、映像制作の複製業者や出資した地方公共団体等は、テープを1部、撮影データと共にこちらの研究所に送り付けてしまうというのはどうでしょうか。どういうものを取り上げて、どういうものを省くというのは、国会図書館の献本制度にあります。この研究所の方からもこういうものをデータベースに取り上げるという制度の提案がされてくると思いますが、私ども関係者が率先して、制度の基盤作りをしていってはどうかと思います。私が作るのは、まだ先のことですが、その時は、そうしていきいたいなと思います。

司会 ありがとうございます。私どもの方で全国に呼びかけて、文化庁と協力した形で進

めて行かなければいけないのですが、はっきり言って何時になるかわかりません。非常にありがたいご提案です。送りつけられたからと言って山積みということは決してありませんので、きちっと整理して使わせていただきます。もしそういうお志があれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

予想以上に今回みなさんから具体的なお質問等がいただきまして、総合討議が尻切れとんぼになって申し訳ありません。この協議会は毎回のようひ、課題が尽きません、この場で解決方法は見つかりませんが、というのが最後の言葉になっております。お帰りにアンケートを出していただきたいのですが、こういうテーマを継続的に具体的にもっと細かい研究会を、或いは、来年は見方を変えてこういう形でやって欲しい等のご要望をお寄せ下さい。来年以降もこういう形で、なるべくみなさんにお集まりいただきやすい時期を考へて開催したいと思ひます。

本日は朝早くからお集まりの皆さま、壇上の発表者、コメントーターの先生方、ありがとうございました。以上で第5回民俗芸能研究協議会を終わりたいと思ひます。

参 考 资 料

独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所
第5回民俗芸能研究協議会

(討議テーマ) 民俗芸能の映像記録作成

平成 14 年 11 月 21 日(木) 10:30 ~ 17:30

於 東京文化財研究所セミナー室

(プログラム)

- 10:30 ~ 10:40 挨拶
東京文化財研究所長 渡邊明義
- 10:40 ~ 11:25 「民俗芸能記録映像製作現場からの報告 - 箱根湯立獅子舞の事例を中心に -」
細見吉夫(映像演出家)
- 11:25 ~ 12:10 「映像記録における技術的側面と問題 - 岩手県における民俗芸能の記録を例に -」
阿部武司(東北文化財映像研究所所長)
- 12:10 ~ 13:30 (昼食)
- 13:30 ~ 14:15 「鴨沢神楽記録保存事業への取り組み」
後藤公明(鴨沢神楽保存会員)
千葉達也(江刺市教育委員会社会教育課文化係主任)
- 14:15 ~ 15:00 「尾口でくまわしの映像記録作成について」
道下甚一(東二口文弥人形浄瑠璃保存会会長)
宮下定男(尾口村教育委員会教育課長)
- 15:00 ~ 15:20 (休憩)
- 15:20 ~ 17:20 総合討議
(コメンテーター)
山路興造(民俗芸能学会代表)
樋口和宏(文化庁伝統文化課芸能部門文化財調査官)
(コーディネーター)
宮田繁幸(東京文化財研究所芸能部民俗芸能研究室長)

(総合司会) 俵木悟(東京文化財研究所芸能部民俗芸能研究室)

資料1 民俗芸能の記録映像制作現場からの報告 (箱根湯立獅子舞の記録作成の事例を中心に)

発表内容について

- ・ 民俗行事や民俗芸能の記録映像の制作目的
(A) 広く一般の視聴者を対象とした普及啓発のため
(B) 研究者、芸能伝承者等を視聴対象とし、保存伝承、調査研究のため
- ・ 今回は、主に(B)に関し現場の演出に携わる立場からの以下の報告

記録映像制作の流れについて 制作現場の、技術上の問題点について 現場演出担当として感じる改善すべき点について

箱根湯立獅子舞

- ・ 神奈川県箱根町の仙石原と宮城野に伝承される芸能
(他には御殿場に4か所、山梨県に1か所伝承されているだけ)
- ・ 湯立獅子舞が行われる日時
仙石原、3月27日の諏訪神社祭礼、5月5日の金時神社祭礼
宮城野、7月15日の諏訪神社境内津島神社祭礼
- ・ 昭和49年、記録作成等の措置を講ずべき無形(民俗)文化財の選択を受ける
- ・ 早急に記録作成等の措置を要する芸能である
～ 伝承者の高齢化、湯立獅子舞を取り巻く環境の変化など

箱根湯立獅子舞の記録内容

[仕様書で提示された項目]

- (1) 仙石原・宮城野の湯立獅子舞の前・後・横3方向からの全課程完全収録
(120分程度×2件)
 - (2) それぞれの湯立獅子舞の型の収録(60分程度×2件)
 - (3) 宮城野の獅子舞の催行全課程収録(2日 240分程度)
 - (4) 伝承・由来に関する関係者インタビュー(60分程度×2件)
 - (5) 曲の完全音声収録・採譜(70分程度×2件)
- 上記とは別に、20分程度にまとめた普及啓発版

この記録映像制作をどのような段取りで進めていったか？

1. 受注 発注者 制作会社へ(入札によって決定)
発注決定後、演出担当者が仕事を受ける。
2. 準備 発注者・保存会との打ち合わせ、下見・ロケハン、資料調査、撮影内容の決定、スケジュールの作成、技術スタッフとの打ち合わせ
3. 撮影 (祭礼行事で記録する際、確実な撮影が必要)
4. 仕上げ ワーク編集、現地確認の試写、本編集、録音、完成後納品
現地演出者は、準備から録音までに関わる
(受注、納品については制作会社の作業)
上記内容の説明と、各段階における問題点

制作現場の技術上の問題について

1. 従来の普及啓発版の撮影方法、演出方法とは異なる その違いについて

保存や伝承のための記録映像の作成作業で留意すること

- ・ 正確に客観的に記録すること
カメラは全体を具体的に捉える
- ・ 現状を克明に撮影する
異論もある（記録保存のために昔の形式等を再現するなどの考
え）が、今回の撮影では基本的に作為を排した
平成 13 年の祭礼の克明な記録というスタンス

サンプルの映像 （映写する）

宮城野湯立獅子舞の平舞、湯立ての舞などの一部

映像についての説明

- ・ 撮影内容と問題点
～映像に即して説明
- ・ 撮影方法の今後の課題について
 - ・ 現場の完全な把握
～十分な事前調査の必要性
～各種のトラブル（行事内容の突然の変更など様々）
 - ・ 2 台のカメラの現場図での割り振り
 - ・ 撮る対象に対する指示
 - ・ テープの割り振り

祭礼行事が始まり、スタッフが動き出してしまってからでは、途中で
大きな変更の指示は出しにくい

2. 芸態の記録について

- ・ 地域の施設を借りて収録
午前 9 時から夜の 7 時まで要した
- ・ すべての舞について記録

サンプルの映像 （映写する）

宮城野湯立獅子舞 芸態解説の一部

映像についての説明

- ・ 全員が分担して、それぞれの舞について説明
- ・ 自由に自分の舞方を、動きを伴って解説していただいた
- ・ カメラは、基本的にフルサイズで捉えた
手元、足などの動きについては、別カットで再度撮影した
- ・ 記録した映像は、NG、重複分などを抜くと 3 時間半に
～仕様書では「型の収録、60 分」となっている
成果品の内容を変更

問題点

- ・どこまでを記録するかの問題
- ・間違い、勘違い、洩れなどについて
- ・撮影時、編集時、映像の取舍選択をどうするか

現場演出担当として感じる改善すべき点について

制作スタッフが民俗芸能、民俗行事を完全に理解し、動きを把握して記録することの困難さ

- ・記録作業には、取舍選択等に深い知識を必要とする
深い知識と経験のある演出家、技術スタッフは数少ない現状
- ・研究者との共同制作の必要性
著作権は、発注者側にあるという現状からも、発注者サイドでプランニングや現場での関わりがもっとあっていいのではないか

制作コストの問題

- ・制作費が価格破壊の現状
～制作会社、制作スタッフの負担
(どこまで体力が維持できるかのところへきている)
- ・完成度をどう捉えるか
～撮影スタッフ、機材、テープ、成果品の内容
考えられる対策について

横の連携の問題

- ・映像制作に、横の連絡があってもいいのではないか
～湯立獅子舞の場合、箱根町との協力など
- ・記録映像制作の重複も多い
- ・各方面の研究者との共同制作の体制

素材映像の管理の問題

- ・現在は著作権も発注者側ということで、素材映像まで納品するケースが増えている
- ・現場の人間として、素材映像が適切に管理されているかどうかの不安
保管場所、チェック有無、担当者の異動などによる種々の問題

まとめとして

制作することが急務な民俗行事、民俗芸能が多くある現実

- ・状況、ねらい等に応じた記録作業の緊急性
- ・データベース化の必要性、緊急性
- ・克明な記録映像は、後世に残す文化遺産でもある

発表者 細見吉夫
(フリー映像演出業)

資料2 映像記録における技術的な側面と問題～岩手県における民俗芸能を例に～ 東北文化財映像研究所代表 阿部武司

はじめに

現在、全国的に多彩な映像記録、民俗芸能や民俗行事に記録が行われています。

映像記録は、ソフト面とハード面つまり記録する明確な目的と記録媒体の選択が重要です。現在は、各種の報告からも長時間記録と運用の簡便さから、ビデオによる記録が多くなっています。また、アナログ方式からデジタル方式に移行しつつあります。技術革新に伴う記録媒体の進展は止まることを知らずメーカーの商品開発に拍車がかけています。そのような状況の中でどんな映像記録を残せば目的を達成できるのか記録の現場・業者の立場でハード・ソフト面から問題を探ってみたいと考えました。

1. 東北文化財映像研究所とは

本社仙台市。代表者 阿部武司。青森県弘前市、岩手県北上市、宮城県仙台市のビデオ制作プロダクション4社の出資で有限会社として2000年に設立。

無形有形の文化財の記録を専門とする組織。記録の方法論などを研究しながら事業化。

2. 国記録選定「陸中沿岸地方の廻り神楽」黒森・鵜鳥神楽の映像記録について

1) 記録選定の意義

黒森神楽は、江戸時代から修験の霞を越え陸中沿岸の広い範囲を廻村し進行と相まって地域文化として定着してきました。また鵜鳥神楽も明治以降同じ様な範囲で巡行を続け、二つの神楽が沿岸独特の信仰形態と地域文化を形成してきました。

しかし近年神楽を止め、演じる場所を提供する宿が減少し、巡行が危惧されてきました。記録の選定を受けて地域も神楽衆もあらためてその貴重な存在を認識して巡行に取り組み始めました。(1996年度～1998年度)

2) 記録の重点

記録開始時点で黒森も鵜鳥も数十以上の演目・儀礼が上演可能で宿での神楽は十分対応できる体制でした。両神楽とも巡行は1月から3月まで10日間から20日間、宿を取ります。3年間で双方の宿をできる限り記録することを決め、神楽衆の行動と宿の対応をできるだけ細やかに話を交えて記録することにしました。

しかし開始時点で宿の減少に歯止めがかかってはいませんでした。貴重な伝承を持つ宿では受け入れが困難になったり、世代交代で中断したり前途多難でした。この事業をきっかけに宿の復活や開拓に寄与できれば幸いと考えました。

3) 記録の方法

神楽一行の行動には記録のための注文はつけず、為すがままの行動を記録しました。また宿に対しても同様の対応をしました。神楽の巡行は、厚い信仰に基づいており、神楽衆もヤラセ的行為には過去の経験から深い嫌悪を抱いていました。

宿での神楽上演記録は、必要に応じてサブカメラで撮影し、宿での神楽衆や家人の行動を別カメラで撮影しました。

4) 実際の記録活動

(黒森神楽)

初年度 97 年正月 3 日神社を舞い立つ(巡行開始の儀礼)から記録を開始。南廻り(宮古市・山田町・大槌町)で伝統的に継承してきた宿が多く民家での神楽上演多いため重点的に記録しました。

12 軒の宿で記録。その他門打ちや祈祷儀礼を記録。巡行中 23 日間ほど記録撮影を行いました。夜神楽がある日の記録時間は、門打ちや宿入り・準備・舞込みなどを併せて 6~7 時間に及びます。2 台で撮影する場合は、10 時間ほどになる場合もありました。

2 年度は神社の例大祭や県外公演も記録し、68 年正月の舞立ちから 7 日間、宿は 3 件の記録でした。

3 年度は 98 年の神社例大祭と民俗芸能学会での公演を記録しました。この年は、12 月に神社舞立ちを行い、黒森神楽の基本所作で構成される代表的な舞を装束をつけないで記録しました。99 年正月から巡行を始め宿を取りました。宿は 6 軒、儀礼などを含めて 12 日間を記録しました。

(鵜鳥神楽)

初年度は、97 年正月 8 日の神社舞立ちと夜神楽の記録にとどまりました。

2 年度は、鵜鳥神社例大祭を記録し、98 年正月に舞立ちから記録し、南廻りの宿を 7 軒と儀礼などを含め 12 日間記録しました。

3 年度は、秋に民俗芸能学会の講演を記録し、99 年は北廻りの 3 軒、儀礼などを含め 5 日間の記録を行いました。

5) 記録できた成果

儀礼(墓獅子・神楽念仏・湯立託宣・御祝・神社儀礼・宿入舞込・宿舞立・家祈祷・船祈祷・門打ち・身固め・厄年祈祷・お箸刈り・打ち鳴らし・御堂入り等 15 以上)

演目(黒森神楽)

清祓・榊葉・二人岩戸・岩長姫・大蛇退治・三番御神楽・新岩戸開き・松迎・山の神・恵比寿舞・高砂・翁・天女・鐘巻・信夫・三番叟・粟蒔き・鍛冶屋・田中の地蔵・高村・笠松・篠田の森・節分・七福神・手踊り・瀧瀬・松づくし(27 以上)

演目(鵜鳥神楽)

清祓・榊葉・二人岩戸・岩長姫・斐の川・松迎・山の神・恵比寿舞・鐘巻・汐汲・田中の地蔵・高村・笠松・篠田の森・手踊り・一ノ谷・曾我兄弟・清水参り・姑礼・小山の神・勢剣・手踊り・天女(23 以上)

(事業を通して復活できた演目)

黒森神楽(儀礼「御堂入り」50 年以上以来。演目「天女」「三番叟~尻ふり三番」「翁」)記録終了後も演目復活が進んでいます。

克明な記録ができた。宿主の思いや神楽衆の思いが生身の姿で記録できた。

権現儀礼の多様性を記録できた。

6) 記録した時間

黒森、鵜鳥両神楽合計、1 年度 60 時間 2 年度 71 時間 3 年度 53 時間

3 年間合計 184 時間(DVC 予備記録は算入せず)

7) 記録に用いた機材

SONY 製ベータカム SP(BVW-300A・70IS)アナログビデオ

SONY 製ベータカム SX (DNW-7A) デジタルビデオ
SONY 製 DVC カメラ (VX-1000) 民生用デジタルカメラ

8) 編集に用いた機材

SONY 製ベータカム SP (BVW-65 再生機・BVW-70 録画機)
SONY 製ベータカム SX (DNW-100A 再生・録画機)
SONY 製スッチャー (DFS-500) デジタル
朋栄製タイトルキーヤー (DSK-500) デジタル
SONY 製タイトル作成機 (FXT-500)
SONY 製音声ミキサー (MXP-29R)

9) 成果品ビデオフォーマット

普及編 30 分マスター (ベータカム SP) 配布視聴用 (VHS)
記録編ベータカム SX 視聴用 (VHS)
オリジナルビデオを現状保存しています。

10) 記録上の問題点

- (1) 巡行の行動が中心のため偶然的要素が強く、記録内容にばらつきがでた。
- (2) 宿のプライバシーへの配慮。
- (3) 独自の演目記録が時間と予算の関係でできなかった。

11) 技術的問題

カメラワークがテレビ的になる場合があった。(技術者は日常テレビ取材)

3. その他の記録事業について

1) 北上市煤孫ひな子剣舞

岩手県指定の民俗芸能。国の補助を受けて 5 か年事業で 5 団体を記録、その内 3 団体を弊社が記録を担当しそのひとつ。舞い手は、小学生男女。学校で伝承活動をしている。元々は地域の若者契約会 (江戸時代からの地域の互助組織) が夏に組織して盆供養のために家を歩き寺で奉納する芸能で、冬は田植え踊りを組織します。

20 年以上前に芸態記録をしたがベータマックスで画像が不鮮明になり、伝承用として不向きになった。今回の記録で大人の正確な舞、囃子、活動、歴史、用具などを記録した。特に囃子方は、練習に使用できる分割画面にしました。

4. 成果品の活用について

「陸中沿岸地方の廻り神楽」の普及編は、図書館など公開の場にあり閲覧できます。オリジナル記録については、資料が膨大なため特定の希望者にのみ公開。その他の記録物も同じ様な現状です。

5. ビデオフォーマットの現状

現在ビデオの記録方式は、アナログからデジタルまで 10 方式以上ありますが、現在行われている映像記録の平均的予算内でどの方式が選べるでしょうか。最上級画質から民生用までの主な方式を紹介します。

放送業務用ビデオ方式

D-1 (デジタルコンポーネント) 非圧縮信号 (CM 制作など) (4:3 画面)
D-2 (デジタルコンポジット) 非圧縮信号 (民間放送番組交換共通方式) (4:3 画面)
* この他放送用デジタル方式は、NHK 番組交換用など何種類か稼働しています。
ベータカム SP (アナログコンポーネント) 放送用番組収録用 (4:3 画面)
デジタルベータカム (デジタル圧縮信号) 放送用番組収録用 4:3・16:9 切換画面
ベータカム SX (デジタル 10 分の 1 圧縮) 放送用番組収録用 4:3・16:9 切換画面
DVCPRO 50 (デジタル圧縮) 放送番組収録用 (4:3・16:9 切換画面)
D-9 (VHS 同形) (デジタル圧縮) (4:3・16:9 切換画面)
HDCAM (デジタルハイビジョン圧縮信号) 放送用番組収録用 (16:9 画面)
DVPROHD (デジタルハイビジョン圧縮信号) 放送用番組収録用 (16:9 画面)

業務用ビデオ方式

DCCAM (デジタル圧縮) ケーブルテレビやブライダル、一部放送用バックアップ
DVCPRO (デジタル圧縮) ケーブルテレビやブライダル、一部放送用バックアップ

民生用ビデオ方式

DVC (デジタル圧縮) ホームユースとして急速な普及・一般業務用バックアップ
D-VHS (デジタル圧縮で HD 記録)
DVD (MPEG2 でデジタル圧縮) ディスク記録媒体
VHS・S-VHS (アナログ) 一般家庭用ビデオ

記録事業のビデオフォーマットの運用実態

上記のフォーマットで現在まで映像記録に比較的多く使われてきた方式は、ベータカム SP でカメラ収録で 30 分の記録ができ、ビデオデッキで 90 分記録できます。

デジタル記録方式では、家庭用の DVC が全メーカーで規格統一されている以外、放送用・業務用クラス以上は、大きく分けて 2 つの系統があり、メーカーの営業戦略で全国的に定まっていません。

カメラのビデオで長時間記録できる放送機種としては、ベータカム SX が 1 時間、DVCPRO50 で 40 分です。民俗芸能など比較的長時間にわたる連続記録にとって 1 時間くらいがテープチェンジに有効です。ビデオデッキで収録すれば 3 時間の連続記録が可能です。画質的には、ベータカム SP・SX と DVCPRO50 は同等です。

一方ハイビジョン記録の必要の有無はあまり論じられていませんが、高精細画面ということで、将来的に可能性はありますが、現在機器全般にわたって高価になるため特別な目的と予算立てが必要と思われます。民俗芸能には使われていませんが、国宝などに使用しています。

業務用クラスで検討すると放送用に匹敵する画質は確保していますが信号処理が 1 ランク下がるため、画像加工の課程で劣化する可能性があります。しかし DVC・DVC・VHS 等にダビングして視聴するにはほとんど問題ありません。

6. ビデオ記録の問題点と可能性

(ビデオの長期保存はダビングの繰り返しで)

フィルムの記録は、褪色などがあるにしても長期間の保存に耐えられる実績がありますが、ビデオは磁気記録であるため定まった評価はまだ出ていません。磁気記録が出現しておよ

そ半世紀がたちましたが、記録当初の画面も鮮明ではありませんでしたが、その記録でさえさらに不鮮明になっています。放送業務が全般的に VTR へ切り替えられてからの記録物は、そのフォーマットによって保存状態は一様ではありませんが、劣化はあるものの再生が可能です。磁気記録とは、糊に磁性体を混ぜてプラスチックに塗布したもので、時間経過と共に剥落などの劣化や磁気転写（磁性体が巻き付いているため）の可能性があり、定期的に巻き返すとか 10 年程度に 1 回のダビングの繰り返さないと元のまま保存化できません。しかも同じフォーマットのダビングの繰り返しでもアナログ方式では画質劣化が起きます。特に民生機器では、2 回以上のコピーは視聴に耐えられない画質劣化を招きます。一方デジタル記録は、同じフォーマット信号のダビング（デジタルデータの保存）ならば基本的に画質劣化は起こりません。

記録保存という性格や目的から収録した記録物は、基本的には無期限に保存していくことが原則です。特に民俗芸能や民俗行事など無形の記録をビデオやフィルムなど有形物にして残すのが記録事業ですから、しっかりとした技術的な裏付けと保証が重要です。

映像機器はデジタル化で技術革新が進み応用性が拡大しました。

デジタル化した映像信号を様々な加工することによってマルチ画面など目的に添った画面構成がフィルムなどにより安価に制作できます。また DVD では、プログラムを自由に操作して好みや目的に添った画面を売ることも可能になりました。

しかし映像機器の進歩発展は映像機器メーカーの研究開発・販売競争から進んでおり、過去の機器類は見捨てられ、現在では再生不可能なものも多くあります。それらの機器で記録された民俗芸能や行事は、現在の内容と比較研究する上でも大変貴重な素材となることは間違いありません。演目や行事の復活に活用を望む事例もあります。

アナログであれデジタルであれ技術革新でその対応機器は、市場から消えていく運命にあります。民生用のベータマックスは、すでに生産完了しており、最近ではレーザデスク再生機器も生産が完了したことも記憶に新しいことです。

記録フォーマットに準拠した機器を準備しておけばいいことにはなりますが、絶えずメンテナンスを行わないと使用が不可能になります。しかも生産完了から 7 年経過すると補修部品は廃棄されます。

（DVD について）

また DVD ビデオも規格統一されていないのが現状で、新しい世界共通規格が模索されている段階です。DVD の信号は MPEG 信号で統一されているもの圧縮処理方式がメーカーグループで異なる為再生互換がとれない場合があります。

DVD ビデオの画質は、1 世代の VHS より 1 ランクアップ程度と考えられています。しかしパソコンでの信号読み取りが可能な MPEG2 信号で DVD ディスクに記録しておけば後々のオリジナル信号を用いて同質での加工も可能です。コンパクトディスクに 2 時間記録でき保存用メディアとしては可能性の高い記録媒体です。

（DVC デジタルホームビデオについて）

現在ホームユースでもっとも高画質で加工性に富んでいるのがデジタルハンディカムなどと呼ばれている DVC フォーマットです。ミニテープ SP モードで 60 分から 90 分、LP モードで 1.5 倍の記録保存が確保できます。標準テープで SP モードで 270 分と驚異的な記録時間を確保できます。DV 入出力を経由してコピーすれば信号劣化がほとんどなく、何本

でもダビングできます。ただし記録トラック幅が狭いため傷に弱いとか、10年を経過していないので保存の善し悪しが未確認です。

(フォーマットの選択について)

ではいかなるフォーマットのビデオで記録保存していくのがいいのか考えてみます。基本的には、アナログまたはデジタルの放送業務用フォーマットで撮影・編集し、デジタル信号で保存するのが望ましいと考えます。

色再現性と解像度から放送業務用が最適で、衣装など色彩紋様を正確に記録することができます。行事記録など状況を表現する程度には業務用または民生用デジタルビデオで十分対応できます。

撮影された長時間のフォーマット混在のオリジナルビデオは、基礎資料として放送用フォーマットのデジタル化保存が後々のために有効です。

(成果品の種類)

一般観賞用(周知普及版)10分~30分(VHS・DVDビデオ・DVDROM等)

伝承用(身体技法・芸能)適宜時間(VHS・DVDビデオ・DVDROM等)

保存用(素材全般)収録素材を資料化(放送用デジタルフォーマット)

保存用は、デジタル処理が『4:2:2』以上のフォーマットを望みたい。

(ベータカムSX・DVCPRO50以上のフォーマット)

7. ビデオ記録のデータベース化について

1) 記録物の保管管理

記録実施団体では、VHS等の民生用テープで保管している場合が見受けられます。

マスターテープ及びオリジナルテープの存在すらわからない場合があります。

過去の記録では、8ミリ・16ミリフィルム、1/2オープンテープビデオ、3/4カセット(Uマチック)、ベータマックス、ハイバンド、M2、VHS、S-VHSなどがあります。

2) 記録物の現状掌握が急務

3) 記録物の現状固定(これ以上悪くならない手だて)デジタル化など

4) 県単位くらいでデータベースの構築と検索機能が必要

8. 記録専門業者または技術者の養成について

民俗、芸能に精通した演出家(記録者)の発掘

記録専門の知識を身につけた技術者の養成

県単位での業者、技術者の確保~予算内で最大限事業ができる~

民俗芸能研究者による技術者等への研修

一戸町指定民俗芸能・川井村指定民俗芸能・岩手の祭りと芸能・花泉町大門神楽・北上市国指定滑田鬼剣舞・北上市指定口内鹿踊・岩手県指定煤孫ひな子剣舞・陸中沿岸地方の廻り神楽・遠野市の年中行事・遠野市の伝統食・中野七頭舞の20年・玉山村日戸神楽・藤沢町本郷神楽・岩手の蘇民祭(調査記録)・北上ふるさと再興事業(大乘神楽)

陸中沿岸地方の廻り神楽映像記録日誌

番号	年号	月	日	神楽組名	収録場所	収録内容
1	1997	1月	3日	黒森神楽	宮古市黒森神社	舞立ち(巡行開始儀礼)
2	1997		4日	同上	宮古市磯鶏	日正館宿入舞込み儀礼
3	1997		5日	同上	同上	磯鶏門打ち・夜神楽
4	1997		6日	同上	同上	同上(夜神楽会場変更)
5	1997		7日	同上	同上	日正館舞立ち
6	1997		8日	鵜鳥神楽	普代村鵜鳥神社	舞立ち・門前の夜神楽
7	1997		11日	黒森神楽	宮古市近内	門打ち・夜神楽
8	1997		15日	同上	宮古市重茂里	門打ち・夜神楽
9	1997		16日	同上	宮古市重茂館	正徳旅館夜神楽
11	1997		24日	同上	宮古市重茂川代	民家で夜神楽・門打ち
12	1997		26日	同上	山田町北浜町	春祈祷
13	1997		27日	同上	山田町北浜町	春祈祷
14	1997	2月	1日	同上	山田町山の内	民家で夜神楽
15	1997		2日	同上	山田町関谷	民家で夜神楽・門打ち
16	1997		15日	同上	大槌町浪板	地域の門打ち・夜神楽
17	1997		16日	同上	大槌町浪板	地域の門打ち・夜神楽
18	1997		17日	同上	山田町船越	地域の門打ち
19	1997		18日	同上	山田町船越	地域の門打ち
20	1997		19日	黒森神楽	大槌町赤浜	門打ち・夜神楽
21	1997		22日	同上	山田町田子ノ木	門打ち・夜神楽
22	1997	3月	1日	同上	大槌町吉里吉里	門打ち
23	1997		2日	同上	同上	門打ち・夜神楽
24	1997		15日	同上	宮古市山口	佐々木師匠米寿・念仏
25	1997		16日	同上	宮古市山口	巡行終了神上げ舞込み
26	1997	7月	20日	黒森神楽	宮古市山口	神社宵宮・鵜鳥神楽交流
27	1997		21日	同上	宮古市山口	黒森神社神楽例祭奉納
28	1997	11月	22日	同上	東京日本青年館	研究神楽講演
29	1998	1月	3日	同上	宮古市山口	黒森神社舞立ち儀礼
30	1998		4日	同上	宮古市山口公民館	昼神楽
31	1998		5日	同上	宮古市山口	山口地区門打ち
32	1998		5日	鵜鳥神楽	普代村不行道	鵜鳥神楽神社舞立ち・夜神楽
33	1998		6日	同上	普代村不行道	墓念仏神楽・白井夜神楽
34	1998		6日	黒森神楽	宮古市山口	山口地区門打ち
35	1998		7日	同上	宮古市山口	山口地区門打ち・柱固め
36	1998		8日	鵜鳥神楽	普代村堀内	夜神楽
37	1998		10日	黒森神楽	田老町畑	門打ち・夜神楽
38	1998		11日	黒森神楽	田老町末前	夜神楽

39	1998	17日	同上	岩泉町岸	夜神楽
40	1998	18日	鵜鳥神楽	宮古市重茂石浜	夜神楽
41	1998	19日	同上	山田町船越・宮古	門打ち・南川目夜神楽
42	1998	20日	同上	山田町船越	門打ち
43	1998	24日	鵜鳥神楽	山田町田の浜	門打ち・夜神楽
44	1998	2月 11日	鵜鳥神楽	山田町田の浜	門打ち
45	1998	12日	同上	釜石市箱崎	門打ち
46	1998	13日	同上	釜石市箱崎	門打ち
47	1998	14日	同上	釜石市白浜	門打ち・夜神楽
48	1998	15日	同上	釜石市白浜	門打ち・夜神楽
49	1998	16日	同上	釜石市室浜	門打ち・夜神楽
50	1998	17日	同上	釜石市室浜・普代	舞立ち・神社で神上げ
51	1998	21日	黒森神楽	普代村普代	公民館で神楽
52	1998	28日	同上	久慈市新屋宅	地域の門打ち・夜神楽
53	1998	3月 1日	同上	久慈市新屋宅	舞立ち
54	1998	7日	同上	宮古市山口	神社で神上げ巡行終了
55	1998	7月 19日	黒森神楽	宮古市山口	黒森神社例大祭奉納
56	1998	10月 31日	黒森鵜鳥	宮古市鍬が崎	民俗芸能学会公演
57	1998	11月 1日	黒森鵜鳥	宮古市鍬が崎	民俗芸能学会公演
58	1998	12月 20日	黒森神楽	宮古市山口	神社舞立ち
59	1998	同上	同上	宮古市田代	素舞い収録
60	1999	1月 3日	同上	宮古市磯鶏	日正館舞込み・夜神楽
61	1999	4日	同上	宮古市磯鶏	磯鶏地区門打ち
62	1999	9日	黒森神楽	宮古市近内	門打ち・夜神楽
63	1999	10日	同上	宮古市近内	門打ち・舞立ち
64	1999	10日	鵜鳥神楽	普代村茂市	柱からみ・公民館夜神楽
65	1999	13日	同上	久慈市宇部久喜	公民館夜神楽
66	1999	16日	黒森神楽	宮古市重茂音部	柱固め(家祈祷)
67	1999	16日	同上	宮古市重茂石浜	夜神楽
68	1999	17日	同上	宮古市重茂石浜	石浜地区門打ち
69	1999	17日	同上	宮古市重茂千鶏	夜神楽
70	1999	23日	鵜鳥神楽	久慈市小袖	漁業センター夜神楽
71	1999	24日	同上	久慈市小袖・宇部	柱からみ(家祈祷)
72	1999	24日	同上	普代村不行道	神社で神上げ
73	1999	30日	黒森神楽	宮古市	神楽衆インタビュー
74	1999	2月 27日	黒森神楽	山田町山之内	夜神楽
75	1999	3月 13日	同上	山田町田子の木	門打ち・夜神楽
76	1999	14日	同上	山田町田子の木	門打ち・柱固め

資料3

2002年11月21日

於東京文化財研究所

第5回民俗芸能研究協議会

コメンテーター 山路興造

映像記録

1 記録目的の明確化

何を目的に、また誰のために記録するのか。

現在の人に周知するため

ドキュメンタリー手法でもよい

芸能の意味や歴史などの解説を入れる

後世の人のために記録を残す

復活を可能とするため

復活などを目的とせず、実体を後世に伝えるため

伝習の補助手段として

2 無形文化財の記録

芸態記録

行事記録

両者は記録手法を異にする

芸態記録の場合

芸能の種類によって、目的によって手法が異なる

同じ芸態記録でも、芸能の種類によって方法が違う

風流系の踊り

定まった舞場で演じる神楽など

音楽と芸能の関係

芸能の周辺記録

小道具の作り方

衣装の着せ方

装置の作り方

教え方の記録（練習過程）

口拍子と動きの記録

3 誰が撮るのか

入札の問題 業者の育成（随意契約）

4 地域博物館と映像記録

本来映像記録の仕事は、文化財保護課などの行政機関が行うべきではなく、地域博物館・資料館が専門の学芸員を養成し、収蔵品の一部として撮り、保管すべきである。行政機関には保管能力はなく、人も変わりやすい。

アンケート集計結果

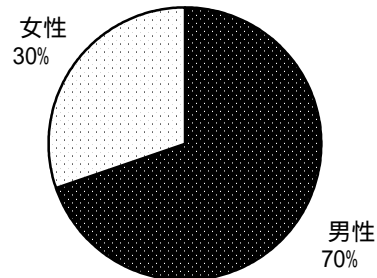
第5回民俗芸能研究協議会 アンケート集計結果

参加者総数 102

参加者内訳

一般参加者	92
事例報告者	6
コメンテーター	2
コーディネーター	1
総合司会	1

参加者性別

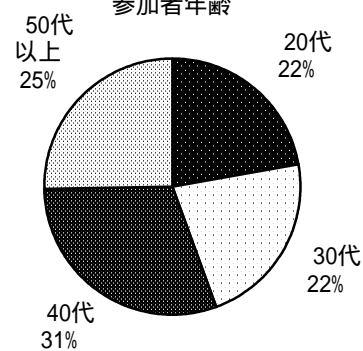


アンケート有効回答数 63

(1)-1 参加者性別

男性	44
女性	19

参加者年齢



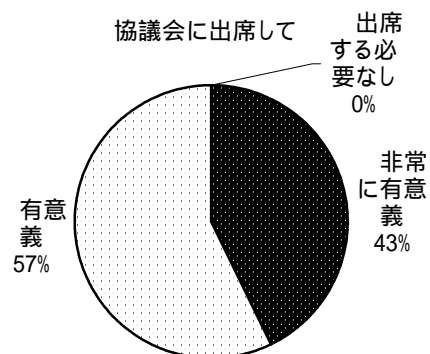
(1)-2 年齢

20歳代	14
30歳代	14
40歳代	19
50歳代以上	16

(2)この協議会に参加して

非常に有意義だった	27
有意義だった	36
参加する必要はなかった	0

協議会に出席して



(3)この研究協議会に出席して有意義だったと考える理由

(非常に有意義だったと回答したもの)

- 当市では現在、民俗調査事業を行っており、来年度より記録作製事業に入る予定なので、その方法などが参考になりました。ただし、当市では芸能以外にも芸能の関連行事もすべて記録していきたいと考えています。そのために、どこまで撮影すれば良いのかが課題となっています。これに対しては、指導委員会を設置し、議論していきたいと考えています。ただし、今回の協議会での映像の記録媒体は参考になりました。また、業者側の悩みなどもわかりました。これらを参考にして来年度の記録作製をやっていきたい。
- 現在、研究結果をハイビジョンを用いて記録している側として、記録技術の現状を知ることが非常に参考になりました。作製された記録を、見る又は編集する上でPCを念頭においていたため、VHSの今後の有用性の有無とデジタルとの比較ができたことが有意義でした。
- 民俗学を専攻していたが、芸能の方のことはあまりよくわかってないまま、ここまでできてしまい、今後立場的に民俗芸能の保存ということに関わっていかないといけないので。皆さんの議論が聞けてよかったです。
- 業者、研究者、行政担当者という三つの立場の参加者の発表を聞くことができ、とても参考になりました。とくに、それぞれの発表が具体的でわかりやすかったと思います。阿部さんがうらやましいです。力いっぱい一つの芸能に関わることができて。
- 事例の発表が参考になりました。実際にどのように記録映像を作製したかというお話が聞ける貴重な機会です。とくに、今回は作製に関わった様々な立場の人のお話を聞いたのがよかったです。
- 記録業者、行政、保存会というそれぞれの立場での映像記録に対するあるべき姿勢がわかりました。準備期間において綿密な計画と打ち合わせを繰り返し、よりよい記録について関係者皆が考えていくべきだと思います。
- 映像製作、行政、保存会、舞い手、それぞれの立場からの意見が聞けて勉強になりました。
- 芸能のアーカイブに関する現状を(一端だとは思いますが)知ることが出来ました。
- 参加者、発表者の姿勢と熱意に啓発された。とくに山路先生の文化財的姿勢についての行政への注文は耳に痛いですが、心してかかりたいと思い直すものがあつた。
- 行政の立場として記録の目的から予算計上など、教わることは多岐にわたり参考となった。今後、記録映像を考えていく上で考慮していく点が理解できたように思う。
- 記録作製についての市や保存会の苦勞や効果がわかりよかった。
- 映像記録作成の重要性が叫ばれる一方で、担当者が少人数で多くの仕事を抱え込んでいるのが実情だと思います。きめ細かな仕事もできず、「何を、どこまで、どのように」記録

していけば良いのか判断できずに、なし崩し的に事業が進められ、中途半端な成果にとどまり、その繰り返しの中で貴重な文化財が次々に失われていると思います。そうした意味からも、この仕事に関わる全国の方々、また技術者の方々の横のつながりの中で、様々な情報交換の場を持ち、具体的な方策を話し合う機会とすべきと思います。とくに技術者の全国的な育成や、記録作成のための助成枠の大幅な拡大が必要であり、国にこうした働きかけをしていく原動力としていただきたいと思います。

- 今回は、映像を撮る側と撮られる側の苦労、思い入れ等を感じる事が出来たのでよかった。また、映像を残すことをすることで新たなものに繋がる（後継者が増える（興味を持ってもらえる））伝承者の再確認など。
- 今後、映像記録を検討していくうえで、撮影側・演じる側・企画側の具体的なテクニック、問題点が絞られた形での発表討論であった。昨年度の協議会は参加できなかったが、応用編・実践編としての本協議会は満足の行くものであった。あとは（１）費用、（２）委託先の技術、（３）どこまで撮影するか＝仕様などがあれば。
- 現在、担当部署が変わってしまい、民俗芸能の情報に触れにくくなってしまった。このような機会に様々な事例を得ることができ、嬉しく思う。
- すべての発表者の方々の言葉が胸にしみました。ご苦労と情熱に頭が下がります。
- 行政、研究者、業者が一堂に出会えてよかった。
- 行政の人間であり、映像をとることが多い。目的は、PR ビデオが多いので、今回の研修は参考になった。
- 民俗行事・芸能にとって客観的な評価（映像も含む）を与えることは、当事者にとって大きな力となる反面、評価が思わぬ方向へシフトしてしまう可能性もあるように思います。映像はわかりやすいだけにその危険も大きいように思いますが、今日の報告をお聞きした限りでは、それぞれの方々が十分に認識をして取り組んでおられることがよくわかりました。ただ、このような場ではなかなか難しいでしょうが、現場ならではのもっと生々しい本音をお聞きしたかった気がします。
- 平成 9 年より町内の民俗関係映像記録を作っているのので、映像手法などの点で大変参考になった。業者さんと組まないと良い仕事ができないので、入札制度には泣かされます。このような分野での賞でも作っていただき、財政担当者を説得する材料にさせていただけるとありがたいです。
- 発注者である行政側の考え方と製作者の考え方の間にある意識の違い、素材の保存等に関する希望に若干の差のあることが認識できて大変面白かった。
- 映像記録についての研究会は今後も行う必要がある。政策の経験交流は必ず大きな力になるはず。
- 以前の際より記録方法の苦心には進歩が見られ、安堵しました。民俗芸能記録には、芸態、

楽器、作り物（作り方）、衣裳（そのつけ方）など広範にわたる記録が大事ですが、衣裳関係の遅れが気になります。

- 多くの見方・考え方のあること。自分の携わってきた方向は間違っただけではなかった。
- 貴重な文化の継承を願い、後継者を地域の中でいかに育てるかを取り組んだものとして、映像記録に携わった方々からの発表は非常に有意義でありました。社会の変化とともに民俗芸能は今まさに大きな分岐点に立たされており、変容もしくは消えてなくなってしまう前に、未来を見つめて、その方向を明確にしなが（１）その価値、意義、心の記録（地域の人々との関連）（２）民俗芸能の実際、（３）それを支えるすべてのもの（道具、衣裳から・・・）までを記録すべきと思うからです。
- 黒森神楽の撮影のお話がよくわかり、よかったです（伊勢大神楽のようです）。他の話も、それぞれの立場で飾らない意見と、行政として考えなければいけないこと、大変勉強になりました。鴨沢神楽の映像が全く無かったのは残念です。

（有意義だったと回答したもの）

- 実際に映像記録を作成された保存会、行政の具体的な事例についての話が聞くことができ参考になった。
- 今回の協議会に参加して、映像を実際に撮影する側の人たちからの意見を聞くことができ、参考となった。とくに目的を明確にし、作製にあたる必要性を感じた。また、行政側として、入札・随契どちらになるにしても、仕様等を目的にそくした形で立てることの重要性を感じた。保存方法、活用方法、入札の問題などについては、課題として持ち帰り検討していきたい。
- 鴨沢神楽保存会の方の記録保存事業に関する率直なご感想等を聞くことができ、勉強になった。
- 業者・行政両サイドの生の声が聞けたのは良かった。
- 今後、北九州でも同様のことを行う予定があり、大変参考になった。
- 初めて参加して、映像製作業者さんの声や、現場担当の方の声が聞いて参考になった。
- テーマを映像に絞った点、発表者を現場サイドの人たちとした点が良かったと思います。保存会の人たちの取り組み・姿勢などを踏まえた議論があまりなかったことが惜しまれます。
- 今まで自らが仕事していくなかで、不明・不安だった点にある程度のヒントがいただけた。
- 午前中は具体的に記録保存を行うために必要なものとどういった保存方法が良いかがわかり、午後は保存会側から見た記録保存の大切さや事例はわかりよかったです、事前にどういった準備があったか等を詳しく聞きたかった。

- 細見氏が現場で感じられたことがとても参考になった。阿部氏の手法は現実的だと思う。
- 現場の声が聞けたこと、人選など、満足しています。
- 初めて参加し、映像記録の方法、考え方、課題について自分なりに得る点が多かった。
- 記録をとられる方々の立場から、お話をうかがえた点。
- 伝承団体の方々が、どのように考えておられたか一端が窺えたこと。
- 私どもの自治体で、今考えているのは、民俗に関わる技術と装置の映像記録作成のためであるので（92才の方の聞き取りが重要部分です）。しかし、参考になりました。
- それぞれの現場の声を聞くことができたので。
- 映像記録作製のイメージがつかめた。
- 市町村の文化財保護行政の現場にいるものとして、映像記録の具体的な事例は参考になった。
- 映像等を交え、具体的な話（失敗談・苦労話）が聞けたから。やはり、今回のような現場の意見を参考にしたい。
- 午後の発表の2件は、撮られる側がどう思っているか、感じ取っているかがわかり、有意義だった。ただし、レジメが無かったのはまことに残念であった。今後は常識化してほしい。
- 記録というと、あくまで内容（民俗芸能）にしか注意がいかなかった。技術的な問題は、だいたい業者にまかせっきりであった。しかし、撮影方法など、知っていなくてはならないことがあると考える。そうした点を深めていく契機となった。
- 映像記録作製の作製技術・保存・保存会構成員の協力などの難しさが理解できた。
- 映像作製業者や保存会の方々の意見が聞けてよかった。映像記録は保存会の方にはご負担になることが多いかと思うが、それにより技術が向上した、会員が増えたなどの効果があったのがよかった。一方、映像は伝承のための一手段ではあるが、結局は人から人への伝承が一番という感想が印象的であった。
- 映像記録の方法や現場の方の話が聞けた。
- 記録伝承のポイントが見えてくる。
- 映像記録活動の実態が良く理解できた。
- 映像記録をするそれぞれの立場での話が聞けてよかった。私も、発注者側であり研究者の端くれなので、今後私どもでも製作する上で役に立っている。
- 伝承団体と映像記録者との信頼の大事さ、熱意で、良い記録を作っても、資料の劣化、保管の問題をクリアしなければ長く保存できないことを改めて認識させられた。私は全国民

俗芸能大会に出演してくださる団体に、その日の上演だけのためではなく、地元での、その芸能の意味を考えていただき、出演者が良い形（出演までに多くの稽古をしていただいている）で伝承する意欲を持っていただいて、まだ不十分な映像記録のソースを継承していただくことがまだまだ大事だと思った。

- 質疑応答をうかがっていて、自分が感じたり、感じてきた疑問・問題が孤立したものでなかったことが知られた。
- 民俗芸能を実際に伝承している方々が、記録保存に積極的になることの重要性を理解しました。生半可な協力体制では不可能なことも。
- 後半は映像を見る時間が少なかったことが不満。
- 映像記録作製の基本的な手法を共通認識とするべきと思うが、まだまだ基本的な点で一致していない。文化庁側が映像製作をしている地方公共団体等を集めてマニュアルを示すべきと思うが、その基礎となるものをこの研究協議会でまとめていただきたい。その面で有意義と考える。
- 保存会サイドの話、撮影技術の進歩の話など、参考になりました。
- 行政の計画は予算具合で“れば”感覚の話が研究者・学者に多い。そのため、予算が確保できたとき、研究者・学者の手がもらえず撮影業者丸投げで記録されることがあることを実感した。私も文京区の経験があり、監修のため現場には必ず出向いたのは、丸投げを防ぐためであったことが思い出された。

(4) 今後この研究協議会で取り上げてほしいテーマ

- 記録作製のほかにも、調査事業の仕方なども取り上げてほしい。また、民俗芸能全般だけでなく、各分野ごとの協議会もほしい。例えば、神楽、番楽、獅子舞、地芝居など、それは、当市では地芝居の調査を行っておりますが、他に事例が無く、とても苦労しています。何とか調査事業の先生たちのおかげで報告書作成までたどり着けました。このような市町村も多いので分野別の研究協議会は必要だと思います。
- 民俗芸能と学校教育のかかわりの歴史、現状、今後。そして現場の声。
- 何度も議論が繰り返され、そのつど様々な意見が出ていると思うのですが、初心者のためにですが、保存として「現在行っていないもの（現況ではなく、その時点では行っていないけれど、本来はこのような形というようなもの）」を映像として残すことについてなど。もう一度、保存のための記録映像自体を問い直していただけたらと思います。
- 廃れてしまった芸能の復活について（円滑に行われた事例を知りたいと思います。昔を知る一部の者たちが復活の運気を運んだとしてもそれを受け入れる後継者をどう生み出すか）

- 盛んに出ておりますが、データベースのあり方を検討されてはどうか。
- 民俗芸能大会や自主公演、その準備について、運営やあり方、演出方法について、功罪の検討とか取り上げてほしいです。
- 民俗芸能記録映像作成にかかる適正な見積り額の算定方法。民俗芸能保存に関わる国（文化庁以外の省庁も含む）の補助制度の勉強会。
- 福島県では無形文化財の記録保存の取り組みを昨年から本格的に始めたばかりで、担当者も事実上私一人という現状です。当面の大きな問題は、昭和 50 年代に県教委で製作した大量のビデオテープ（ベータ方式）、オープンリールテープを将来的にも活用可能な状態（デジタル化）にする作業が必要ということです。業者に依頼すると多額の経費がかかるため、現在はパソコンでの取り込み、編集の後、DVD-RW や DV テープへの変換作業を進めています。ただ、映像の保存形式をどうするかによって、将来利用できなくなるのではという不安があります。そうした記録メディアの問題についても、とくにメーカーの方も招いて将来的な見通しについてお聞きしたいと思います。
- 後継者育成のための指導者の育成について。
- 後継者育成、伝承方法についての具体的な取り組み、実践例。たとえばコーディネーターを派遣してもらい効果があったとか。
- 新民俗芸能（よさこいソーラン等）の将来・功罪
- 民俗行事や芸能を一般の方たちを対象にいかに広めていくか。
- 入札の功罪のシビアな検証。入札で仕事を得ているにも拘らず「予算が無いので」という言い訳をする業者がいることに驚いた。
- 一般的な映像（民俗芸能）作製マニュアルなどを取り上げてほしいと思います。
- 市町村合併と民俗芸能保存伝承のかかわり。
- もうしばらくは今回の続きをする必要がありますね。
- 民俗芸能の映像記録技術者向けの講習会を開いて、技術者たちの映像記録への姿勢作り、技術の向上に努めてほしいです（プロデューサーも含めて）。
- 記録の作製で終わらずに、「作製・保存・活用について保存会では、学校では、地域では、市町村（もちろん県）ではいかに連携して行っているか」について主体的に取り組み積極的に組織間の連携をしている事例を紹介してもらい啓蒙を図ってはと願っています。
- 映像記録について、今後とも取り上げてほしい。なかでも入札の問題等も含めて、発注者（行政側）と撮影者との関係について取り上げてほしい。
- 若者における民俗芸能。後継者として活動している若者に、活動形態等現状・意識を報告してもらおう。

- 「記録保存」というテーマはまだまだやれると思います。例えば、業者抜きで記録を作った事例など、もっと市町村のレベルに近いテーマを設定できないでしょうか。
- 予算額別の記録作成内容(業者提示)、いわゆる相場。映像記録作成の方法論、実務研修。
- 記録の問題については、伝承者(保存会など)、制作会社(演出家なども含む)、研究者、行政担当者間での意見交換、議論が必要と改めて思いました。
- すでにやっているかもしれませんが、後継者育成について。
- 私どもでは音楽祭のなかで日本の伝統芸能の普及という意味で舞台化いたします。もちろん記録を最低限とりますが、その舞台化の作業は記録と同様の問題を感じながら作業しております。こうした舞台化への指針になるようなことがテーマとされたらよいと思う。
- (1) 資料化された映像や文献の保存利用機関のあり方についてのシンポジウム。(2) 個人研究レベルに活用できる「テレビ的」撮影手法(理論)についての講習会や協議。
- 機材やテープに何をを用いるのか、という技術的な側面。何をどのように、何のためにとるのか、という目的や方法の側面。諸権利やプライバシーの問題などの倫理的な側面。などはそれぞれ専門的な対応が必要で、独立したテーマになりうると思われます。映像を用いた民俗芸能研究は、まだまだ実験の段階にありますし、映像に関するテーマをもう少しばらぐつないでいただけたらと思います。
- 民俗記録の映像<民俗の記録という視点で、映像記録も一つの tool であるという認識の上に立った「記録」について。
- 映像記録について、いわゆる伝承用・研究用といわれるものの製作についてより具体的な内容でお願いしたい。
- 有形民俗文化財の修理・復元。
- 特定の分野の民俗芸能についてのシンポジウム等。
- 引き続き、記録化の問題について設定してほしい。
- 後継者育成に対する有効な取り組み。
- 後継者育成について。
- 記録映像をただ保存することに視点が置かれているようですが、一般への普及があまりなされないようですが、民俗芸能は後継者が大切なので、一般の人の記録映像を見る場・見る機会についての考えは？
- 今回初めての参加なので、過去に取り上げられているかもしれませんが、(1)文化財指定と後継者の問題、(2)保存・継承の問題
- 芸能部が映像記録の所在地のリストを作ってくださいるのはとても大事で、とにかく、不完全でも、多数の映像記録を見ることができたら、日本の民俗芸能の形とその意味の理解、

研究は大いに進展すると思います。

- 私自身の勉強不足もありますが、芸能芸態のビジュアル記録と当該民俗芸能の社会的・歴史的背景も踏まえた報告があるとよりいっそう勉強になります。文化財のスタンスとしての調査記録(テキストによる)の一部資料も配布していただけると多角的な理解が得られると思いました。
- 個別の芸能の伝播と芸態をテーマとしてもらいたい(舞楽など)。
- このテーマを続けて一定の成果を生む(マニュアル原案作成)まで続けてほしい。今後、映像記録作製は増加するばかりであると予想されるが、映像に対する一般の知識は浅い。映像作家、ディレクター、カメラマン等からの経験談も報告を聞きたい。
- 映像記録の活用について取り上げてほしい。教材・インターネット以外で、例えば巡回閲覧のような活用。

(5) その他の要望

- 各市町村で行う記録作製事業についてのアドバイスがほしいので、その対応をしてほしいと思います。とくにどのような視点で行い、どのような方法で行うかをいろいろ教えてほしい。また記録作製事業を行う都道府県、市町村全体の研究会や情報支援会なども企画してほしい。
- 地域の芸能は博物館などには映像でしか残っていない、人(担当)が変わるとともにそこでの聞き取りなどは個人のメモという扱いで伝わらないことが多い。映像だけで残すということの危険性について、皆さんがどうお考えなのか知りたいです。
- 映像が万能ではないという認識は重要だと思います。目的によってメディアを選定する必要があるのではないのでしょうか。映像が中心になるのは確かですが、スチルやテキスト、音声などコンピューター上で複合的に扱うことも視野に入れて、記録作製するべきではないのでしょうか。例えば鴨沢では一年目に資料を作っておられますが、それと映像のリンクを実現することで、具体性が増すような気がします。
- 今までの記録集などあるのでしょうか。
- 予算の裏づけのない中の素晴らしい研究協議会。ずっと続けられるようお願いしたい。
- 協議会参加者名簿があればよい。映像記録事業化の際の参考、県内担当者との連絡などのためにも。
- 予算が大きな制約になっている例が多いかと思います。低俗なテレビ番組にはあれほど多くのスポンサーがつくのになんともならないものかと感じました。今後もぜひご案内をいただきたくよろしくお願いします。発表が充実している上に、休憩時間も十分あり、ゆとりが持ててよかったと思います。

- 素材映像は製作者が最良の環境下に保存すべきか、あるいは発注者の下に保存すべきか、もっと議論してほしかった。私がとくに聞きたかったのは、マスターテープはどこに保存されるべきか、という点です。民生用のテープの利用・活用以上の大切な点だと思いますが。
- 今後とも、民俗芸能の現場からの声が聞ける場所になってほしい。
- 発表の概要のプリントがほしい（全部の）。どんな方々が参加されているか、具体的に知りたい（参加者名簿があれば）。全国各地からいらした方々と情報交換ができる時間として、昼食時間が使えるように、申し込みで弁当の希望を取っていただければ、昼食をとりながら話し合える（たくさんの方々と）ので、昼食についてお世話いただければありがたいと思います。
- 行政の職員（事務員）でも参加させていただけるとありがたく思います。入札制度は役所でも困りものだと思います（安かろう悪かろうの目に何度も会いますが、管理職は平気です）。「民俗芸能の伝承」に「よそ者」が入ることについては、当事者の方々はどのように考えていらっしゃるでしょうか。いくら「やりたい」人がいても、その志やレベルなど多々問題があるように思います。郷土を背負うのは楽ではないはずですが、型は継ぐことができても大事な「心」は、そうまでしても守ることをしなくてはいけないでしょうか。
- 開催時期について：11月下旬は市町村の予算作成の真っ只中です。とくに小規模自治体の文化財担当者は1人か2人というところが多く、この時期に出張することは非常に困難です。できれば10～12月は避けていただけたらと思います。文化財研究所の仕事をもっとアピールしてください。
- 午後の部も、もう少し、話を聞くだけよりも映像なども取り入れて説明があったほうがわかりやすいと思う。
- 東文研、民俗芸能学会、文化庁推薦の映像記録、作成業者の教示。
- 映像記録の種別化、基準作りが必要かどうか、それを主導的にどこが進めて行くのが良いのか、考えていきたいと思います。
- もう少し案内を早くしてほしい。
- こうして基本資料の作成にはコストがかかり、その基本資料をベースとして、普及版等作製、販売までのケーススタディができることが重要なのでは、と思う。また、権利、利用の点のことについても知りたい。以後の会のインフォメーションがほしい。
- 本町においても、伝統芸能である石見神楽の保存伝承事業を行っています。毎年課題演目（掘り起こし演目）を年度始めに保存団体と協議決定し、1年間を費やし、練習をし、年度末に地域住民に発表すると同時に、ビデオでの保存を行うという内容です。ビデオ保存で問題なのは、予算的に厳しい中、地域の視聴覚研究会に民生用ビデオで本番のみ撮影していただいています。可能であれば練習風景から本番まで撮影し、普及版と記録版と作成したいと考えています。国の助成金等がありましたら教えていただきたいと思っています。

- 映像記録の活用サービスの実現化を必ず、よろしくお願いします。
- 来年も参加したいので、ぜひ連絡いただけたら幸いです。
- 出席者のリスト（住所等連絡のできるもの）
- 21世紀になって祭礼行事が簡略化された・廃絶したという情報が多く入るようになった。現存する芸能も5年後10年後、村人が半減し維持できなくなるところがいくらかもあり、保存会長などはせめて映像で保存したいと思っている。

あとがき

本協議会は今年度で第五回を迎えたが、今回のテーマである「民俗芸能の映像記録作成」は、前回の「民俗芸能の記録作成の方法と活用について」を引き継ぐかたちで設定されたものである。前回の協議会では新メディアをも含んだ、民俗芸能の総合的な記録の作成について協議したのであるが、とくに各地方自治体の担当者にとって、記録作成は主要かつ緊急の事業であり、さらに踏み込んだ協議の継続を求める声が多く寄せられた。そこで今回の協議会では、記録作成についてより具体的に、参加者が個別の事業を推進する際にも役立つような協議をしたいと考えたのである。

現在、民俗芸能の記録作成事業において主流のひとつとなっているのは、フィルム・ビデオ等の実写動画像による記録である。文化庁でもこうした映像記録作成事業を積極的に推進しており、近年では文化財保護行政だけにとどまらず様々なかたちでの行政的な補助・支援が受けられる体制が整ってきている。しかし映像の撮影・編集といった過程では、機材の扱い方を含め専門的な知識や技能が必要とされるため、行政担当者や民俗芸能研究者が直接手を下せる領域が限られている。また、聞き書きを中心とした報告書作成のための調査と異なり、映像記録作成では必然的にカメラやテープ（フィルム）が伝承者との間に存在することになる。このように記録の作成者と伝承者の関係に介在する要素が増え、それによって受ける制約も多くなるのが、映像記録作成の難しさである。したがって、映像記録作成の現場での問題を解決し、効果的な映像記録を完成させるためには、行政担当者や研究者と、映像制作業者、そして現地の伝承者のあいだで十分なコミュニケーションをとり、記録の作成目的とその実現のために意思統一をはかることが大切である。

上記のような認識から、今回のテーマは「映像記録」と「現場からの提言」ということに焦点を絞って企画した。とくに事例発表に関しては、発言の機会が限られている映像制作業者と伝承者に、現場で感じる困難を率直に語ってもらうことにした。アンケートの集計結果でも、現場の生の声が聞かれたことを評価していただくものが多く、この点では成功であったと思われる。しかし、これだけの規模で行政担当者・研究者・映像制作業者・伝承者が一堂に会し協議することはおそらく初めてということもあり、むしろ今回の協議会によって共通の問題や課題が認識された面が強かったと思われる。それは、やはりアンケート結果で今後もこのテーマの継続を望む声が多いことにもうかがえる。

今回の協議会で課題として浮かび上がったのは、大きく二つの点であると考えられる。

一つは、映像記録作成事業を全体としてとらえた場合、その企画・準備に関わる問題である。とくに、事業そのものの目的の明確化、事前調査の必要性とその質、映像制作業者の選定の方法、目的に添った事業の実現に必要な予算・期間といった問題は、企画立案を任される行政担当者にとって切迫したものであり、活発な議論が交わされた。もう一つは、映像記録の具体的な手法についてである。何台のカメラを使って、「何を」「どこまで」撮影するか、撮影された素材をどのように編集し一件の記録として構成するかなどについては、伝承用・研究用という視点からの要望が出され、一方で技術的・コスト的な制約が大きいことも議論された。また、乱立する映像フォーマットの中で有効な保存・活用のためにどれを採用したらよいか、マスターテープの管理をどうするかといった将来を見据えた問題も提起された。こうした技術的側面に関わる問題は、これまで映像制作業者に任せきりといった感が強かったが、今回の協議会によって行政担当者や研究者にとっても必要な知識であるということが理解されただろう。逆に映像制作業者の側からも、文化財記録映像の作成には独特の手法があり、それを熟知している業者・技術者が少ないことから、技術者を養成するためにも行政や研究者の理解と連携が必要であることが説かれた。

いずれの問題も、これまでそれぞれの立場で抱かれていたものであり、今回の協議会の意義は立場の違いを超えて問題が共通の場に提示されたということにあると考える。この協議会に参加した者は、少なくとも映像記録作成事業を過去の延長線上のルーチンワークとして無反省に行うことはできないと感じたことだろう。しかし個々にあげられた問題をいかに乗り越えていくかということについては、今後いっそうの議論を重ねなければならない。東京文化財研究所芸能部でも来年度以降、民俗芸能の映像記録の作成手法について、継続的な協議の場を設けることを計画している。

最後に、今回の協議会でも十分には意を尽くせなかったこととして、作成した記録の活用の問題がある。これは映像記録に限らず、民俗芸能の様々な記録・情報をいかに共有し有効に活用するかという大きな問題の一環として考えられるべきだと思われる。映像記録もまた、目的に添ったかたちで利用されてはじめて本当の価値が認識されるものであろう。そのためには、映像記録がアーカイブ化され広く共有されることはもちろん、その他の情報とリンクされ、有機的な活用をされることが望ましい。ことに映像記録のアーカイブ化という点については、われわれ東京文化財研究所に対する期待の大きいことが改めて感じられた。今後の協議会のテーマとしても考慮すべきであると同時に、具体的な貢献も模索していきたいと考えている。

独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所
第五回民俗芸能研究協議会報告書

- 民俗芸能の映像記録作成 -

平成15年3月31日

編集・発行
独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所芸能部
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
03-3823-4925